

第百九回国会 大蔵委員会 議 録 第 八 号

昭和六十二年八月二十八日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 池田 行彦君

理事 大島 理森君

理事 笹山 登生君

理事 野口 幸一君

理事 玉置 一弥君

新井 将敬君

石破 茂君

遠藤 武彦君

木村 義雄君

笹川 堯君

高島 修君

鳩山由紀夫君

村井 仁君

山中 貞則君

伊藤 茂君

沢田 広君

堀 昌雄君

森田 景一君

山田 英介君

正森 成二君

出席國務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

大蔵政務次官 中西 啓介君

大蔵大臣官房総務審議官 角谷 正彦君

大蔵省主計局次長 斎藤 次郎君

大蔵省主税局長 水野 勝君

大蔵省関税局長 大山 綱明君

大蔵省理財局長 宮島 壯太郎君

大蔵省理財局たばこ塩事業審議官 宮島 壯太郎君

国税庁次長 日向 隆君

委員外の出席者

厚生省健康政策局総務課長 吉田 勇君

建設省住宅局住宅企画官 櫻田 光雄君

自治省税務局府県税課長 小坂紀一郎君

自治省税務局市町村税課長 小川 徳治君

参 考 人 (日本たばこ産業株式会社常務取締役) 田口 和巳君

参 考 人 (日本たばこ産業株式会社常務取締役) 勝川 欣哉君

参 考 人 (日本たばこ産業株式会社常務取締役) 矢島錦一郎君

大蔵委員会調査室長

委員の異動
八月二十八日
辞任 敬雄君 松田 岩夫君
今枝 敬雄君 木村 義雄君
武藤 山治君 伊藤 茂君
同日 補欠選任 補欠選任
木村 義雄君 笹川 堯君
松田 岩夫君 今枝 敬雄君
伊藤 茂君 武藤 山治君

八月二十八日

大型間接税の導入・マル優制度廃止反対に関する請願(広瀬秀吉君紹介)(第七〇八号)

マル優等利子非課税制度の存続等に関する請願(近江巳記夫君紹介)(第七〇九号)

大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関

する請願(野間友一君紹介)(第七四一号)

同(中路雅弘君紹介)(第七四二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出 第四号)

○池田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村正男君。

○中村(正男)委員 今回のこの所得税法の一部を改定する法案につきましては、政府原案としては一兆三千億円の減税と同時に少額預貯金の非課税制度の廃止、いわゆるマル優廃止がセットで提出をされてきたわけですが、この非課税貯蓄制度の廃止については、既に何回ともなく言われておりますように、さきの国会で売上税の導入を初めとする一連の税制改革法案でございまして、これについては与野党合意でもって次の臨時国会には出さないと、こういうものと我々としてそのような理解をしておいたわけでございまして、国会に改めてこういう形で提案をされてまいりました。また野党の私どもも、社会、公明、民社と社民連、四党共同で二兆四千億円の減税要求を出してまいりました。与野と政府、そしてこの野党との間には、大きな隔たりがある形でスタートしたわけでございしますが、したがって、審議に入る前に一定の与野党としての譲歩といえますが、改めてこの考え方が提示をされなければ、なかなか審議に入ることは困難であるというふうな中で

折衝が続けられてきたわけでございます。

御案内のように、八月七日に与野党の書記長・幹事長会談が開催をされました。その時点で上積み規模としては二千億円で、そしてこの非課税制度のあり方については総合課税への移行問題も含め、五年後に見直しを検討する、こういう項目を含めて四項目の再提案というものがなされたわけでございます。しかし、私どもはこの改定案につきましても、我々の期待をしておるところからほど遠い内容である、こういう態度をとったわけでございますが、しかし、国会の審議をとめた形での改定での与野党に対する再考を促すという方法をとるよりも、むしろ大蔵委員会ですべての問題を提示をしながら、また国民の声を率直に反映する中で審議を続けて、その中でさらに与野党のあるいは政府の再考を求めていく、こういう態度をとったわけでございます。

既に十八日の本会議でもって、宮澤大蔵大臣の方から趣旨説明が行われ、二十一日、二十五日と委員会審議が進んでまいりました。昨日は、午前中に四名の方々、さらに午後また同じく四名の方々の参考人をお招きいたしました。それぞれの立場から御意見を伺います。こういう経緯をたどってきたわけでございます。その間、二十六日には再び与野党、野党の書記長・幹事長会談が行われまして、一応の上積み額が提示されたという経緯であります。

そこで、まず最初に宮澤大蔵大臣にお聞きをしたいと思います。今回の税制改定についての野党の受けとめ方は、減税規模なりあるいはマル優廃止等について極めて不満を持っております。そういう中で、異例とも言えるべきこういう審議のやり方をとっておるといふ、このことについて大臣としてはどのような認識をお持ちなのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○宮澤國務大臣 前国会の終了に際しまして、議長のごあつせんで税制改革協議会が設けられまして、各党におきまして今後の税制改正について御議論が今日まで継続して行われております。その間におきまして、所得税の減税はやはり何として今年度やらなければならぬという点では、野党のお立場もそうでございまして、政府・与党もまた緊急経済対策でそのような決定をいたしておりました。

したがって、財政等々の関連でどのぐらいの所得税減税の規模が適当であるかということに問題は決まってきたわけでございまして、たゞいま御指摘のように八月七日に与党の幹事長から、与野党書記長・幹事長会談において与野党の提案を申し上げ、その結果として御審議が開かれるに至った。八月二十六日には、さらに与野党の書記長・幹事長会談がございまして、その結果として、政府がかねて考えておいた所得税減税の規模では過小である、さらにこれを上積みすべきであるという八月七日の与党からの御話について、さらに八月二十六日にお話し合いがございまして、

その際に、与党の方から政府に対して、改めてこの程度の税率構造等々でひとつ野党の御意見も聞いてみたいという話がございまして、初めて私も具体的な作業をいたしまして、一兆五千四百億に相当いたしますところの税率構造を与党に御提示をいたしました。それをめぐりまして、与野党幹事長・書記長会談が行われたというふうに承知をいたしております。

したがって、この間の経緯は、当初政府が考えました所得税減税の規模では不適当である、過小であるという、国会側と申しますか野党側の御主張に對しまして、現在の財政状態でも可能な限りのお答えを与党として申し上げて、それに従いまして税率構造を今日はじめました結果が一兆五千四百億である、このような経緯でございまして、結局、政府が考えておりました所得税減税の規模では過小であるという御判断が国会の御判

断となつておる、このように考えております。私も断として、それは当然尊重いたさなければならぬことと存じます。

○中村(正男)委員 私が申し上げたいのは、我々の立場としてはこの再上積みについてもまだまだ不十分であるということ、もう一つの非課税貯蓄制度の廃止というものについても全く顧みるところがございせん。そういう中でも、本委員会としては審議を拒否するのではなく、野党側としてはさらに審議を通じて政府側の改めでの考え方を聞きたいというふうな態度で審議を続けておきます。これは私は、従来の国会運営からいいますと、極めて異例な野党の私どもの姿勢ではないかと思うわけなんですけれども、そのことに對しての大蔵大臣としての認識を私はお聞きをしておるわけでございまして、もう一度その辺をお答え願いたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 ただいま申し上げましたようなことを背景にいたしまして、当委員会においてさらにこの問題を検討、審議をしよう、こういう御意向と承知をいたしておりました。政府といたしまして、所得税の減税等々は国民的な要望でもあり、また内外から求められておることも申せることとございまして、何とぞひとつ御審議をお願いいたしますと思つております。

○中村(正男)委員 私どものまじめなといひますか、本日に国民の声を最後のぎりぎりまで強く反映をさせていきたい、こういう意向であるということとをぜひひとつ理解をしていただきたいというふうに申し上げておきたいと思ひます。

そこで、一つは、これは確認になるわけですが、数字的なことは後にいたしまして、八月七日の与野党書記長・幹事長会談で四項目が提示されました。一項目については、さらに一定の税率の見直しが行われましたから、数字的に変化をいたしております。しかし、二番目の「利子課税制度の改組の実施時期については、六十三年四月一日とする。」「三番目の「財形貯蓄(年金・住宅)の利子は非課税とする。」「四番目の「利子課税制度の

あり方については、総合課税への移行問題を含め、五年後に見直しを検討する。」という内容であります。これについては全く改めでの考え方は提示をされてないというふうに受け取ることにするのです。

○宮澤國務大臣 八月二十六日の与野党書記長・幹事長会談におきましては、専らこの一の問題につきまして、どのような税率構造なり等々でどのぐらいの減税になるかということが中心にお話し合いが行われたと承つております。したがって、八月七日に与野党の幹事長から申し上げました他の三点につきましては、これから国会の全体の問題を含めましての修正が行われるものと私も予測をいたすわけでございまして、その際にどのようにお取り扱いになるか、恐らくはこの八月七日の与野党の幹事長の発言を中心に修正を国会がなさるのではないかと推測をいたしておりますけれども、本来これは当委員会あるいは国会におきまして御決定になられるべき事項と存じます。

○中村(正男)委員 そうしますと、この二番、三番、四番については、今後のこの委員会の審議を踏まえてそれぞれの内容について改めて法案化していく、こういうこととして確認しておいていいですか。

○宮澤國務大臣 そのように承知をいたしております。

○中村(正男)委員 それでは、二十六日の書記長・幹事長会談の結果出されました改定案について、数字的な確認をしておきたいと思ひます。

きのう当局の方から「所得税の税率の修正のポイント」さらに「所得税及び住民税の負担軽減状況(給与所得者の場合) 改正平年ベース」というのをいただいたわけですが、要約して、今度の二十六日の改定案では、税率の刻みが十三段階から十二段階になって、最低税率一〇・五%の適用範囲を百五十万円課税所得まで適用する、さらに課税所得二百万円までの税率を二%にする、三百万円以降は当初案、こういう形で受けとめ方でもいいのです。

○水野政府委員 二十六日の与野党のお話の中で出されたのは、たゞいま委員御提示のように、一〇・五%の適用範囲を百五十万円にする、それから、その上の二百万円までは二%にする、このような案であるとお聞きいたしております。

○中村(正男)委員 そこで、負担軽減状況という具体的な数字をいただいたわけですが、これを少し確認をしておきます。数字をそれぞれ申し上げますから、最終的にそれについてのお答えをいただきたいと思います。

年収三百万円のところでは、与野党提示案後の軽減額としては二万九千六百七十五円、四百万円の階層で四万七千五百円、五百万円では七万七千六百五十円、六百万円では十万八千四百五十円、七百万円では十三万一千百円、八百万円では十六万三千七百円、九百万円では十九万五千七百円、一千万円では二十万八千四百円、一千二百万円では三十三万三千二百円、一千五百万円では四十二万九千円、二千万円では五十九千円、三千万円では七十九万六千五百五十円。これは改正平年ベースということになっておるわけですが、六十二年の数字はこれとイコールになるのです。数字が違うのであれば、ちょっと具体的な数字を言っていたください。

○水野政府委員 ただいま先生御指摘の数字は、与野党提示案の姿によります所得税、住民税を全部含めた平年ベースの数字でございまして、六十二年分といたしますと、これは所得税だけの数字に相なります。そうしますと、たゞいま御提示の数字とは違つてまいらうかと思うわけでございまして、便宜六十二年分の姿としてと申しますと所得税の姿に相なりますが、この所得税の姿につきましても配偶者特別控除の点が若干違つてくるという点はございまして、しかし、これは六十二年と六十二年分、ほとんど違ひませんので、便宜所得税の六十二年分、ほとんど六十二年分と違ひない数字で申し上げますと、三百万円の年収でございまして一万七千三百二十五円、四百万円でございまして二万六千四百円、五百万円でございまして四万七千五百円、六百万円でございまして六万三千五百

五十円、七百万円でございまして七万八千九百五十円、八百万円でございまして十万二千七百五十円、九百万円でございまして十四万二千二百五十円、一千万円でございまして十四万九千円、こんな数字に相なっております。

○中村(正男)委員 それ以降はどうですか、一千万円以上。

○水野政府委員 千二百万円で十万一千円、千五百万円で十万一千円、二千万円で十万一千円、三千万円で三十五万七千七百五十円という数字でございまして。

○中村(正男)委員 それで、総額的な数字をお聞きしたいのですが、これは六十二年度の額としてお聞きいたします。課税所得で百五十万円までが五千八百億円、二百万円までが一千万六千億円、三百万の年収で一千億円、それから四百万円と六百万円の間に二千二百億円、それ以降八千万円まではトータルして八百億円というふうに理解してよろしいですか。

○水野政府委員 今のお話の中で、おおむねお示しの数字でございまして、三百万円と五百万円の間に二千二百億円ということに相なるかと思っております。したがって、五百万円を超える年収全体につきましてそれが八百億円になる、そういうふうに御理解いただきたいと思っております。

○中村(正男)委員 そうしますと一兆五千四百億円、今こういう数字が提示されておるわけですが、合計して税率の変更で一兆一千四百億円、配偶者特別控除の新設その他の改正で四千万円という数字になるかと思っております。特に配偶者特別控除だけで見ると数字は幾らになるのですか。

○水野政府委員 その数字の大半は配偶者特別控除分でございます。三千九百億円程度かと思われま。

○中村(正男)委員 一応数字を確認したわけですが、次は、この与党の提示案を本委員会としてはどういうふうな受け取ったらいのか。もう機械的に、政府がこれをもとに政府の案を修

正した形で提示されておると受け取るのか、いや、まだそういう状況ではない、与党、野党の幹事長、書記長会談の中で示された与党の提示案であって、今後これをもとにこの委員会の中で与党、野党が協議して一定の修正案という形でまとめ上げていくのか、現在出されておる野党のこの提示案について政府としてどういう受けとめ方をしているのか、改めて確認しておきたいと思っております。

○宮澤國務大臣 八月七日の与野党幹事長・書記長会談におきまして、一兆三千億円に二千億円上積みをするというのを与党の幹事長が御提案申し上げました。しかしその際、それについてすぐに合意ということがあったわけではございませんで、国会の御審議がそれを契機に始まったわけでございます。さらに、八月二十六日に重ねて与野党幹事長・書記長会談がございまして、この八月七日の問題についてさらに与野党の考えをお聞きになられました。その際与野党の幹事長は、八月七日の御提言をさらに具体化するために私どもに、この二千億円の上積みというものを税法に、税率の構造に直すとどのようになるかという計算をしてみるという話がございまして、と申しますのは、所得税は御承知のような構造でございまして、さきちつとある数字をおしやいまして、そのとおりにどうしてもなりません、少し上へ行った下へ行ったりすることは普通でございまして、先ほど言われましたように、百五十万円までは一〇・五％、二百万円までは一二・〇％ということにいたしますと、はは八月七日のお話のありました二千億円、実はそれを少し超すわけでございますけれども、こういうことになりましたというのを与野党の幹事長に主税局長がお伝えいたしました。それを承知いたしております。

したがって、政府の立場といたしますと、政府案を修正するということができませんので、現実の問題として国会が御審議の過程におきま

て適当と思われる修正をお加えになるもの、政府といたしましてはそのように考えております。

○中村(正男)委員 本委員会は、これからさらに徹底的な審議が続けられていくわけでございます。二十六日の一定の提示案にこだわらずに、さらに具体的な修正に向けて私ども努力してまいりたいと思っております。政府としても、ぜひその点率直に受けとめていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

そこで、実は昨日、御承知のように本委員会といたしましては、午前中四名の方々、そして午後同じく四名の方々にそれぞれの立場を代表して、国民各階層の意見として、税制の改定案に対して意見の陳述をいただきました。私も熱心にその御意見を拝聴したわけでございますが、要約して申し上げますと、一つは、二十六日の書記長・幹事長会談で示された一定の上積み額があらはれども、なお国民が望んでおる減税の規模にはほど遠い、不十分である、ぜひさらに国民の期待するような規模に拡大をすべきである、これが基調としてそれぞれの立場から言われておりました。また、思い切った累進構造の緩和にも踏み込んでもらいたいということ、そしてマル優の廃止の問題については、さきの国会で廃案となったものがほとんど変わらずに再提案されておる、政府に極めて取かれた感じである、この一律分離課税というのはより不公平の拡大につながる、むしろ限度管理、これは納税者番号だとあるいは社会保険番号等々を使って徹底してやるべきであって、それができないからといってこのような二〇％の一律分離課税を課税するというのは納得できない、こういう御意見でございました。

さらに、所得税が払えない階層も含めて今度は非課税貯蓄制度が廃止をされるわけですので、そういう方々にも、本当にささやかな今日の生活、さらには今後のみずからの生活を守っていくための預金の利息に税金がかけられるということについては、極めて政治不信という形で国民の諸階層は受け取っておる、こういうさまざまな強い御意見

が出されました。これは私ども、本委員会として意見をお聞きした、そういうことでございまして、政府に今言ったような御意見があったということをお伝えしておきたいと思っております。

私どもは、したがって、大方の国民はなお大きな不満を持っているという立場で、減税の規模についても大要二十六日の会談を注目しておったんですが、その期待にこたえてない。七日の書記長・幹事長会談では与野党の幹事長としては真剣に努力をする、こういう言葉を約束されたわけですが、真剣に努力をするというのは、これは具体的な数字でもってあらわせないことには言葉だけに終わってしまったという失望でございまして。さらに、この六十二年度は住民税の減税が見送りになっております。したがって私どもは、国税だけでも二兆円の減税は実施をすべきである、こういう強い要求を重ねて申し上げたいと思っております。それについての大臣のお考えをお聞きしたいと思っております。

○宮澤國務大臣 八月二十六日の会談につきまして、これは見る立場からどう評価するかということはおのずからあると存じますが、実は政府の立場から申しますと、政府が当初考えておりました減税規模よりはかなり実は大きくなっております。これは政府としては当然財源をどうするかということを考えなければならぬということでございますので、政府の立場から申しますと、この一兆五千四百億円というものを、国会の御意思でございましてこれはもうやむを得ないことだとは思っておりますが、その財源的な処理をどうすべきか、今年度あるいはそれは当然明年度にもそういう構造が持ち越されるわけでございますので、そういう点はなかなか厳しいものであるというふうに実は私どもは考えております。

○中村(正男)委員 この六十二年度の一兆五千四百億円、今の時点ではそういう数字になっておりますが、この場合の財源は具体的にどういうふうな考えでおられるのか、御質問いたします。

○水野政府委員 八月二十六日にあるような減税

規模の御提示があったところでございます。私どももとして、政府提案のものにつきましても、財源は少なくとも恒久的な姿としてはそれに見合うものはぜひ確保し、その範囲内でということによって御提案したわけでございますが、その後の経緯によりまして今のような減税規模になっておる。そうしたものの財源状況はいかかというところで、大変難しい問題でございまして、率直に申し上げて厳しい状況にあるというふうな受けとめておるわけでございます。

が、今回御提示申し上げております全体としての税制改正案の中におきましては、若干の増収措置を伴う制度改正もお願いをいたしております。その中には期限のないものもございしますが、また期限の付されている措置もございします。期限の付されているものと申しますと、それは恒久的な財源措置としては厳密に言えば見合わないものではございします。しかしそうしたものと、とにかく期限のあるものないもの、いろいろひっくるめて見直してみてもカウントすれば、何とかかすかすいけるのではないかと。しかし、それは厳密に言うところ、恒久財源で見合ったとは言えない側面もあるわけでございますが、そうしたもののカウントしていただければ何とかいける。しかし、現在その点につきましてはよく精査中でございます。全体としては恒久的な財源措置と言われると、厳しい状況にあるというふうな受けとめておるところでございます。

○中村(正男)委員 いや私は、もう既にこの数字が出されているわけですから、具体的に手当てをしていく財源はこれこれ幾ら、これこれ幾らというものが当然用意されておるんじゃないか、そういう中で聞いておるわけでございます。もう一度お答え願いたいと思います。

○水野政府委員 今国会、年度の改正法案におきましても、有価証券取引税の税率の見直しでございしますとか、利子所得以外の利子類似のいろんな金融商品の類似品につきましても課税それから取引所得税の税率の見直し、そういったものを御提示

申し上げてございます。一方、登録免許税につきましても、課税標準の見直しを御提案してございますが、これは期限を付して当面の措置としてお願いをいたしております。そうしたものの、いや、これは財源としては見合うんだという観点に立てば、これはある程度見合うものになる。

ただ、もう一つの点として、私ども厳しい状況にあるという点の一つの側面は法人税の關係でございまして、これは一・三%がことしの三月末をもちまして外れております。今回御提案申し上げております部分につきましては、法人税關係の増収措置分は今回は外しておりますので、そういったものをカウントいたしますとかなりなネット減収になる姿にはございしますが、今回御提案申し上げておりますものでは、先ほど申し上げた項目、有価証券取引税、取引所得税、それから当面の措置としての登録免許税等でもって何とか説明はできるか、こういう状況でございしますが、厳しい状況にはあるということでございます。

○中村(正男)委員 数字的には単純にいけば六十一年度の決算剰余金の一兆三千億圓、それと予備費からとりあえず手当てをするということになるんじゃないですか。

○水野政府委員 六十二年度分の数字としては仰せのとおりでございます。これらによりまして、おおむね先ほど申し上げております、御提示申し上げております改正項目も若干増収措置がございします。その六十一年度の剰余金、その分と合わせれば六十二年度分としては何とかつじつまが合うのかな、そういう感じでございます。

○中村(正男)委員 私が後の方から申し上げた数字を含めて考えるならば、一兆五千四百億圓、これが限界だということにはならないんじゃないか、いろいろなところを見直していけば相応の財源がまだまだ出てくる、こういうふうに私も見ております。当面一兆三千億圓余りの決算剰余金、予備費だけでも一兆五千億圓余りはあるわけでありまして、ことしの改定分を含めればまだ

上積み余力はあるというふうに申し上げておきたいと思ひます。

次に、マル優の原則廃止、非課税貯蓄制度の廃止についてでございますが、私どもはあくまでもこれについては反対をしていくという態度を明らかにしながら、以下具体的にちょっとお聞きをしてみたいと思ひます。

第一点は、改めてお聞きをするわけですが、きのうの参考人の御意見ではございせんが、なぜこの時期にこれだけを全体的な税制改革から切り離してやらなければならないのか、その必然性がどうしても納得できません。その点についてお尋ねをしたいと思ひます。

○水野政府委員 私ども、二月の時点からこの改正案は御提案申し上げていたわけでございします。基本的な観点といたしましては、所得税、法人税その他もろもろを見直す際におきまして、現在約三百兆圓の非課税貯蓄があり、その利子といったものが存在している。これは、個人の事業所得あるいは法人所得等の規模と比べて相当なものでございします。そうした所得金額が課税外になっているという点につきましては、税制改革と申しますか、今回の改革を進めていくに当たりましては、勤労所得との関連等からいたしまして、ぜひ見直しを行わさなければならぬということの一つの観点でございます。

また、この非課税貯蓄制度は一人では現在九百万圓でございます。したがって、四人世帯であればその四倍ぐらいが利用できる。しかし、そうした高額の限度を利用できる方はやはり高所得者であり高所得貯蓄者でございますので、結果的に高所得者が高額に受益しているという現状になっているのではないかと。この観点もございします。

また、現在の非課税貯蓄制度は、戦時中、昭和十六年の国民貯蓄組合制度から始まり、また戦後の資本蓄積期におきまして、貯蓄奨励といったものが基本的に推進されてきたわけでございします。

が、現時点におきましてこうした税制上の政策的な配慮が果たして適当かどうか、こうした観点からの政策的な見直しという点もあるわけでございします。

よく言われます不正利用が多い、それを排除するという点ももちろんあるわけでございしますが、それと並びまして幾つかの観点から、これを今回見直しをさせていただければということでございます。

○中村(正男)委員 この論議については、既にこの委員会ですべて終了に終わっております。私どもはその限度管理をより徹底していけばいいのではないかと。さらに、減税に向けての恒久財源というのが一つの理由づけになっておりますが、その点につきましても六十二年度の税収で見ると、今度四月一日から改定されたわけでありまして、六十二年度の恒久財源としては実質ゼロになるわけですね。したがって、そういう理由づけもできないわけでありまして、六十三年度は、仮にこの制度がスタートした場合の程度の税収見込みが考えられるのか。

それから、既に大蔵省の方から平年度では一兆六千億圓の税収が見込める、こういう答弁がしばしば出ておりますが、それは一体何年度を想定してそういう数字になるのか、あわせてお聞きをしたいと思ひます。

○水野政府委員 政府で御提示しておりますのは一月一日でございますが、四項目の御提示におきまして四月一日からとさせていただきます。その点を前提といたしまして六十三年度分として見込みますと、二千億圓弱の数字となろうかと思ひわけでございします。

それから全体としての規模は、国税、地方税合わせて一兆六千億圓ということをお願いしておりますが、これは非常に長期に申し上げれば、郵便貯金の定額貯金は十年物といったものがあるわけでございしますから十年ということになります。しかし平均的な預入期間といったものもございしますし、また一年定期のウエイトもかなりある

わけでございますので、私どもおおむね五、六年後にそうした規模の税収が平年度の現況に実現されるのではないかと見込んでおるところでございます。

○中村(正男)委員 次に、一律二〇%の分離課税ということなんですが、端的にお聞きしたいのですが、二〇%の数字的な根拠、これはどういうことか、この数字になったのか、お聞きしたいと思ひます。

○水野政府委員 今回御提示申し上げております所得税、住民税の改正といしましては、最低税率は国の場合は一〇・五%、地方税の場合は五%となつておるわけでございます。勤労者、サラリーマンの方につきましては、まず下積みといったしまして勤労性所得、給与所得がある。利子所得としては、平均的なケースを考えますと、その上積みといたしまして、二〇%といつた水準が適当ではないかというふうに考えられるわけでございます。

それからまた、現時点におきましては、利子所得の基本的な源泉徴収税率としては二〇%という数字でございます。これは国税だけの数字でございます。今回これは国、地方、一五%と五%に分かれるわけでございますが、従来からのそうした水準といつたものも背景にはあるということも言えるのではないかと思ひます。

○中村(正男)委員 国民の受け取り方としては、当初から二〇%という大変高率な課税率に対して非常に抵抗があると私は思ふのです。

さきの国会の売上税の問題を翻つて考えてみますと、五十一品目の非課税項目、さらには一億円以下の非課税業者、こういう例外を設けて五%でもって導入しようとした。さまざま議論があつたわけですが、それだけの業界では、極めて複雑な制度であるし、また非課税品目、非課税業者等の関係がややこしい、むしろこういうものはもつと単純に、簡単に、制度として仮に実施を

されるのであれば、率としても五%というのではなしに、一律に一%ぐらいから段階的に実施をされれば、それほど大きな、あれほどの各業界の皆さん方の反発を引き起こさなかつたのじやないか、一部にはそういう反省的な意見もあつたと私は思ふのです。

そんなことを考えますと、今回のこの例外をつくり、かつまた二〇%という当初の考え方から何ら変わつてない率でもって実施しようとしてゐる、そこらあたり、前回の売上税導入についての国民的な反発、それをもとにしての反省、そういうものが今度のこの非課税貯蓄制度の実施に当たつては全く加味されてない、何ら反省的な、前進的な措置が見られない、こういうふうに思ふのであります。

○水野政府委員 売上税についての経緯につきましては、いろいろ御議論のあるところであらうかと思ひますが、利子課税につきましても、今のようなお話の例外の点をどう考えるか、いろいろ検討はしたところでございます。やはり、利子所得は勤労性所得の上積みとしてあるというふうな考えですと、先ほど申し上げましたような一五%、地方税五%という税率水準が適当ではないかと申し上げたわけでございますが、基本的には、その勤労性所得の上積みとしてあるという場合の勤労性所得についての課税能力、そうした課税能力が減退したと申しますか、そういう課税能力がなくなつたあるいは減退した方々については、勤労性所得と申しますか、ほかの所得の上積みにあるというふうな考えにくい。そういうこととからいいますと、老人、身体障害者等々につきましても、例外的に非課税とするというところがやはり適当ではないかと考えるわけでございます。

したがいまして、そのように課税能力の減退したあるいは減退した方については非課税を続けることすれば、その他の方々については一般的には課税能力をお持ちでございますから、そういったしますと、現在の所得税、住民税の税率を前提といた

しますと二〇%、一五%と五%の税率水準でお願ひをするのが適当ではないか、このように考えたわけでございます。

○中村(正男)委員 私は、中曾根内閣の今度の一連の税制改革に対する態度を見てみますと、しばしばこの委員会でも議論がされておるうちに、本来、税というものは公平、公正、これがまず何よりも基本にある、こういう認識が改定に当たつて全く感じられない。まず国民全体向けに、いや、こういう点に配慮してありますよ、したがって血も涙もない、そういう税制改革ではありせんよ、まずこういう点をえさをうけた立場の人々にまいりて、えさと言つては表現がいささか適切じゃないかと思ひますが、とにかく、政府もなかなか配慮してくれてゐるというふうなことをまず出しなから、そして税制改革を進めていくとする。しかし、本来、そういう配慮しておりますよということ自体が、税制改革の公平、公正を損ねてゐるのじやないか。そこらあたり極めて正しいやり方で、国民向けのいわば無責任なそういうやり方を私は露骨に感じるわけなんです。

なせも公平、公正な、国民の皆さんがすべて批判をしても、断固としてその批判にこたえていくというふうな態度でもって税制改革をやらないければならぬ。今回もまたまた例外という形で、六十五歳以上の高齢者あるいは身体障害者、母子家庭等々に、こういう非課税扱いをしますよ、こういうことは本来税制改革に当たつては不適当な考え方ではないか。むしろ税制としては、国民が公平に負担する中で、そういう社会的弱者については別な福祉政策でもってそれぞれの年金の上積みを図つていくとか、そういうところでカバーをすべきであつて、そういう福祉政策と税制改革をいわば混同させて実施しようとしてゐる、そこが今の政府のやううとしておる税制改革の一番の問題だといふふうに私は指摘をしたいわけですが、大臣、その点についてはいかがなものですか、大臣、お答え願ひしたいと思います。

○宮澤國務大臣 そのようなお考え方は決してな

いわけではございませんで、せんだつても御委員でございまして、一律にそういう特別な措置なしにやつてはどうか、そういう人々に対する配慮は別の社会保障措置でやるべきではないか、そういうお考え方が現実でないわけではございません。

ただ、今回の場合で申しますと、今までこういう制度がともかく長いこと行われてまいりまして、そういうところの中でいわば課税能力のない方々は、そういう前提のもとに今まで生活を築いてきておられるわけでございます。これが課税能力のある人でございまして自分でも課税能力のある人、そんなに心配しなくてもよろしいのでございまして、そういう力のない人々は大変に乏しい方々にとつては、突然ここで現状を変えろといふことは実際問題としてそれは酷ではないか。一般の方々には、先ほど主税局長が申し上げましたように、勤労所得のいわば上積みと考へて源泉で取らせていただく、しかし課税能力のない人々は、上積みといひましても下がないわけでございますから、そうなりますとそういう方々には特別な社会的配慮をいたしませんと、現行の状況からの変化が余りに急であるといふようなことをも考えまして、こういうことにはいたしたわけでございます。

○中村(正男)委員 ぜひ、私どもが主張しております、税はあくまでも公平、公正に、そしてそういう立場の方々は社会福祉政策でもってその分は十分手当てをしていく、こういう考え方についてひとつ前向きに検討をお願いしたい。今度の非課税貯蓄制度の導入に当たつては一律二〇%、こういう高率でもって導入するのではなしに、むしろ段階的に低率で入つていく、そして公平、公正化の中で今言つたような手当てをしていくという実質的な修正の中身について、ぜひ御検討をお願いしておきたいと思ひます。

ついでにと言つては恐縮でございますが、財形の問題についてちよつとお聞きをしておきたいと思ひます。

今度の八月七日の四項目の中で、年金・住宅財形については三・七五%の政府提案をゼロにする、こういうことでございますが、一般財形でも積み立てられていらっしゃる方がそれを引き出して、例えば住宅資金として使われる場合にはこれが適用されるのか、当初契約した段階での一般財形はあくまでも一般財形として課税をしていくのか、それが第一点。

それから、これはきょう突然の質問で数字的にちょっと難しいかも知れませんが、できましたら一般財形が今トータルどのぐらいあるのか、それから年金・住宅財形がどのぐらいの規模になっているのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○水野政府委員 御承知のように、一般財形と住宅あるいは年金財形それぞれ要件が違うわけでございますので、そのまま移行するということはもちろんできないわけでございますが、その要件をお調べになれば、それはその方式に移行していくことは可能であろうかと思うわけでございます。

それから、現在の財形貯蓄といったしましては、一般財形としてはおおむね全体として十兆円程度の残高がございます。

○中村(正男)委員 年金・住宅財形は幾らになっていきますか。

○水野政府委員 年金につきましては、おおむね七千億円の残高となっております。住宅は今回から始まるわけでございます。現在、年金としては今申し上げたような数字でございます。

○中村(正男)委員 先ほど言われました一般財形を住宅、年金にシフトしていく、その場合には一定の要件、こうおっしゃったわけですが、それは大体どういうものなのか、どういふことが必要なのか、お答えいただきたいと思います。

○水野政府委員 基本的には、財形法の体系でこうした資金の使途、住宅なら住宅、年金なら年金にその使途を特定するような積み立てにいたしました場合が住宅財形であり、年金財形になるわけでございますので、基本的にはそちらの財形法の仕組みの中で処理されておるところでございます。

○中村(正男)委員 しかし、その積み立てをしておる勤労者が、たまたまその積立期間中に住宅取得の必要性が生じたという場合には、これはそれにシフトは可能ということですね。

○水野政府委員 一定の要件を満たしていただくことになれば、それまでの一般財形も、それは住宅なり年金財形の方に移行するというふうな仕組みと承っておりますので、その要件を充足していただければということでございます。

○中村(正男)委員 要件の中身をお聞きしたいのですが、きょうここで予定質問として通告していませんでしたので、後ほど具体的に要件の中身をお聞きしたいと思っております。(発言する者あり) いや、言っているのだけれども、答えてくれないので。シフトができるということは確認していいですね、それは。何かあいまいな答弁なんですけれども、要件も、労働者がその途中でそういう必要性が生じた場合には、それは煩雑な手続なくして可能だということをお確かにおっしゃってください。

○水野政府委員 先ほど申し上げましたように、基本的には財形法、勤労者財産形成法の方の体系でございますので、私もといたしまして今突然のお話で、こういうことといたしまして今突然の申し上げて後で御迷惑をおかけするのめいかかと思っておりますので、一般的な話として本日のお答えを申し上げ、よく確認をいたしたところで後日お答えをすることにしたいと思います。

○中村(正男)委員 我々はシフトができるというふうに理解をしております。そんなに大きな態度ではなしに、この財形貯蓄のゆえん等を考えますと、当然そんなことぐらいは十分配慮をすべきだということを私は申し上げておきたいと思っております。

次に移ります。
「金融財政事情」八月二十四日の「OPINION」という欄で、庭山慶一郎さんという方がこんな小文を出しておられます。
昭和六一年度の国の決算では、経済界の好況

による企業の利益の増加を反映して、法人税が大幅の増収になり、土地の値上がりによって所得税と相続税が、証券市場の活況で有価証券取引税が大幅にふえた。その結果、全体の租税収入は見積額に対し二兆四〇〇〇億円もの増加となった。この分では、昭和六十二年度も見積額に対して大幅な租税収入の増加が期待できそう。政府の財政はしたがっていまや潤沢で、国会で野党が要求している二兆円の減税は余裕をもって実施できるはずだ。

これは直接税に重点をおいている現行のシャープ税制のおかげで、所得税の減税をするには財源が必要だが、云々、こうあるわけでございまして、いわばまさに直接税が主体の今の税制の結果六十二年度の減税財源が十分手当てできた、こういうふうには、この二兆円の減税の必要と、さらに六十三年度以降についても勤労者の減税幅の拡大をひとつぜひ要求をしてまいりたいというふうに考えております。

そこで、私も勤労者、サラリーマンが今の累進税率の結果、極めて酷税下に置かれておる、ひどい税制のもとに置かれておるという指摘がまたなされております。これは、この委員会でも一度紹介をされた一橋大学経済学部教授の野口悠紀雄さんの「税制改革への提言」という中で指摘がされております。

要は、今回十二段階に累進税率が改定をされようとしておりますが、七〇年代の前半まで、いわゆる五〇年代、六〇年代、そして七〇年代の前半ごろまでは、いわゆる租税負担率というものが大体一八%ないし一九%というところで一定をしておった。しかし、それが一九七〇年代の後半から急激に上昇して、今日現在二五%を上回る、そういう状況になった。これも第一には、勤労者の累進税率が、この間、五十九年度には若干の見直しはなされましたけれども、それ以降固定化されておりますから、当然その後租税負担率と

いうものは上昇しておる。

また、もう一つの見方は、「国税の対国民所得比の変化」というものが出ております。それで見ますと、所得税のうち申告分と源泉分、これを一九七八年度と一九八三年度を比較して見てみますと、申告分は七八年度分一・一八%、これは国税全体に占める割合であります。八三年度はそんなに変化していませんで、一・三四%、それに比べて源泉分は七八年度が三・四六%、八三年度は実に四・八五%までこれが肥大化をしております。

また、もう一つの数字では、「国税収入額の変化」であります。これも一九七八年度と八三年度の比較の数字が出ております。所得税全体としては、七八年度に対して八三年度は一・七六倍になっておりますが、源泉分はそれに対して一・八五倍、申告分は一・四九倍にとどまっております。こういう数字がそれぞれあるわけでございまして、私も今度の十二段階の改定でもなお不十分だという立場をとるわけでございまして。今回の税制改正で、そんなに大きく勤労者のとりわけ源泉分の負担割合が下がるということにはならないと思っております。今申し上げたような数字の実態についての認識をまずお聞きをしたいと思います。

○水野政府委員 数字の傾向としては、委員お示しのよう傾向であらうかと思っております。個人事業所得者につきましては、ある程度の規模になりましますと法人成りをするとかそういう要素もございします。今の数字の推移そのものが勤労者の所得税の重圧を示すということでもなからうと思うわけでございますが、やはり給与所得者の税負担の累積感と申しますか重圧感、そうしたものは相当なものがあるかと思うわけでございます。したがって、そうしたことを受けまして今回の税制改革におきまして、一般のサラリーマンにつきましては累進が何段階もきつく働くというふうなことは極力避けて、先般御提案申し上げた二月の政府案におきましては、普通のサラリー

マンについては二段階ぐらゐの累進で済むような仕組みでいかかというところで御提案をしたところでございます。今回の御提示申し上げている仕組み、税率の構造におきまして、かなり最低税率の適用幅を拡大する等の措置をいたしておりますので、方向としてはそうした考え方に沿っているものではないかと思つております。

一方、事業所得者と申しますか申告所得者につきましては、一部は執行の問題としていろいろ努力をさせていただいてゐる。それからまた、納税環境の整備という点からいたしまして、昭和五十九年度には総収入金額報告書制度でございますが記帳義務制度を導入させていただいたわけでございますが、今回御提案申し上げている中におきましても、個人事業所得者の青色専従者給与、みなし法人制度等につきまして、所要の調整と申しますか見直しを若干御提案申し上げ、事業所得者と勤労所得者と申しますかサラリーマンとの間の負担の調整を図る努力はいたしておるところでございます。

○中村(正男)委員 私どもは、当面六段階の税率の刻みに改めるべきだ、こういう提案をしておるわけですが、昨日の参考人の意見でも十二段階に改定された累進税率、まだまだこれでも十分とは言えないという指摘が極めて強うございまして。六十三年度は、最終的に本年度決まる税率で続けられると考えられますけれども、私どもはおかつ六十三年度も累進税率の見直し、さらに段階の縮小といひますか、ブラケットの簡素化が必要だ、こういう認識に立っております。さきの政府の税制改革案でも、一定の先行きの考え方が同時にセットで出されております。しかし、今回はそういったものは一切ございせん。

私どもは、六十二年度の減税もさることながら、さらに勤労者の負担軽減という問題はまだまだこれで十分じゃございませんので、六十三年度にブラケットの見直しはやるおつもりがあるのか、来年度の予算編成段階でありますから当然それは念頭にあらうかと思ひます。その点について

大臣の認識と見解をお尋ねしたい。同時に、六段階、この辺については政府・与党と野党との間にもそう大きな隔たりはなかったのではないかと、私はこういう認識に立っているわけですが、そうした場合に六段階に向けてどの程度の年次を考えられるのか、その辺も含めてお答えをいただきたいと思ひます。

○宮澤内閣大臣 この点につきましては、通常国会に御提案いたしましたところによりまして、所得税のいわゆる平年度化の姿はごらんをいただいておりますのでございまして。その点につきましては、ただいま御発言のように基本的には考え方はそんなに間違つていない、こうおっしゃつていただいたのかと思ひますが、私どももただいま御提案いたしましただけの姿では行き着いた姿とは存じておりませんで、将来もつと中堅のサラリーマンを中心にブラケットあるいは刻み、税率等々を直してまいりたいという希望を持っております。そのいわば私どもが理想形と考えましたようなことを前国会に御提案申し上げたわけでございました。

しかし、これは相当の財源を必要といたしますので、どのような恒久財源を伴つてそのようなことが可能であるか、全体的な税制改革として考えることが必要でございますし、また税制改革協議会におかれましては、これは議長のごあつせん趣旨もいただきたい、これは議長のごあつせん趣旨もそういう御趣旨であつたかと存じます。したがって、ただいまのお尋ねは、まさに所得税の行き着く姿としては御指摘のようなことをやつてまいりたいと私どもも考えておるわけでございまして、そのための財源がどのようにいう時期に用意されるかということによりまして、所得税の方のいわば進行ぐあいと申しますか、それも左右されてくる、こういうことであらうかと存じております。

○中村(正男)委員 きよりの段階ではこれ以上はとどめておきますけれども、今回の税制改革につきましても基本的な大枠が出されず、非課税貯

蓄制度の廃止を当面六十二年度に無理やりにセットで出してきておられる。先ほどの質疑の中でも、恒久財源として考えるならば、六十二年度、六十三年度を見た限りでもこの時期それをする必要性はないわけですか。あえてそれだけを出してきておられるわけですか。しかし一方では、今言つた所得税の抜本的な改革というものが示されてない。そういったことに対して、むしろ積極的税率の刻みをこのようにしていくというふうなことを先行して政府は示すべきではないか、こんなことを極めて強く私どもは申し上げておきたいと思ひます。

あとわずかの時間になりましたので、個別問題を二、三お聞きしておきたいと思ひます。

まず、給与所得者について、申告納税の選択の問題が提起されております。このことは端的に申し上げて、給与所得者その他の所得者との間にどういった必要経費の不均衡があるというふうな認められた上でのこのものを示してこれらのか、まず基本的な考え方を聞ききたいと思ひます。

○水野政府委員 大半の給与所得者につきましては、その所得税負担は年末調整をもつて完結するというのが実態でございます。一方、個人事業所得者につきましては、それは確定申告をもつて確定するところとなつておるわけでございまして。その税負担水準につきましては、法制的には、所得の定義その他もろもろにつきましては特段差があるわけではございません。したがって、制度的にそこに負担の差が生じているということはないわけでございますけれども、個人の事業所得者につきましては、御自分で収入を計算し、御自分で経費を計算して、御自分で税額を算出し納税をしていただくということになつておる。それに対して給与所得者につきましては、はおおむね年末調整をもつて完結するということ、その納税方式の差異、これが給与所得者の税につきましての不公平感と申しますか、もろもろの税につきましてのイメージにつながつておるとい

う御指摘があるわけでございまして。したがって、給与所得者につきましても、所得税の本来の姿からすれば、御自分で収入を計算し、御自分で必要経費を算定して申告をされるというのが本来の姿であらうかという考え方もあるわけでございまして、我が国といたしましては、長年給与所得者につきましては年末調整でもつて完結するという制度が定着をいたしてきております。が、今回給与所得者につきましても、特定の場合にはその選択によつて申告納税の道を開くという趣旨でもつて、特定支出控除を制度化したらいかがかということ御提案を申し上げておるところでございます。

○中村(正男)委員 特定支出の範囲の問題なんです、が、今回、単身赴任者の旅費とか転任に伴う費用とか、そういったものに限定して特定支出の範囲を決められたようでありまして、この範囲であればもう既に大体大方の企業ではその企業が負担をしております、事故めてこれを申告対象にするというのは全く実効性がない。むしろ、それよりも勤労者に共通した、まだまだ当然必要経費として認めてもらいたいというふうな項目があるわけなんです。例えば、アメリカでは労働組合費が一定の対象として認められております。今日、労働組合の活動も大衆社会的に重視をされてきておりますし、大きな影響力を持つてきております。こういった労働組合費とか社会通念上の冠婚葬祭費、こういったものは極めて共通した、しかも勤労者のいわば一番身近な負担として重い内容になつております。この二つの問題について、その考え方を聞いておきたいと思ひます。

○水野政府委員 冠婚葬祭費につきましては、諸外国の例を見ましても、必要経費の概念に入れるというところはほとんどないようでございます。労働組合費につきましては、アメリカは含めてございまして、イギリスは含めていないといったこともありまして、諸外国、いろいろな扱いになつてゐるようでございます。

ただ、今回の制度は、日本の所得税としても、

収入に対して必要経費を勤労者の場合にも算定して計算をし、申告をしていただくという、そこまではまだ基本的には踏み切っていないところでございまして、必要経費という概念は一応離れまして、特定の支出、その算定なり存在なりにつきまして、余り争ひの起らない特定の支出を選びまして、それが給与所得控除額を超えれば申告の道を開くというところまでの制度でございまして、現行制度では必要経費の実額控除制度というところまでまだ参っておりません。まことに、そうした方向のものとしてはいまだ本第一歩というところとございまして、こうした制度を実現させていただければ、その今後の扱い、適用状況等を見ましていろいろ検討してまいり、必要経費の実額控除制度にまで徹底することがどこまで可能か、適当かといったことを今後さらに検討してまいりたい。今回は、まだその全くの取っかかりの程度でございまして、まだまだ御議論をいただく点は多からうかと思うわけでございまして、

○中村(正男)委員 もっと実効性のある申告制度の選択ができるような中身にぜひ改めていくように、強く要望しておきたいと思ひます。

次に、今回の改定には含まれていないのでありますが、生命保険に対する税制上の取り扱い、とりわけ生命保険料の所得控除の限度額の引き上げを強く要望をされております。御案内のように、今日のこの生命保険というのは、国民の自助努力によつて、国の社会保障制度のカバーできない部分を補充している役割を担つておるわけでございまして、社会の進展とともにこの役割の重要性が非常に上がつてきております。生命保険料の所得控除限度額の引き上げ、これについてぜひ検討をいただきたい。現行の五万円から十万円にまで引き上げるように私も要望をいたしておきまして、この機会にその見解をお伺ひしておきたいと思ひます。

○水野政府委員 生命保険料控除は、いわば長期貯蓄を奨励するための誘因措置として、昭和二

十六年に設けられたものとされておるところでございまして、これが創設されて、既に四十年近くを経過しているところでございまして。

現在、生命保険料の適用状況を見ますと、この十年間ぐらゐをとりましてもおおむね七割程度を推移しております。これが誘因的な措置であるということからいいますと、加入率と申しますところからいいたしますと、既に創設後長年を経過しているところでもございまして、また、今回貯蓄奨励措置を見直しているということからいいたしますと、この控除制度につきましましては、むしろその整理合理化の方向で見直しをするのが適當ではないかというのが、昨年の十月の税制調査会の考え方の中で述べられておるところでございまして、ただ、これがかなりな、三千万以上の納税者の中で二千四、五百万人の方々がこれを利用してきておるという定着した制度となつておるわけで、今回の改正の御提案に当たりましては、こうした税制調査会の指摘はあつたわけでございまして、一応これは今回はそのまゝにして御提案しているというところとございまして。

○中村(正男)委員 時間が参りましたので、最後にこれだけを指摘をして終わりたいと思ひます。一つは、税金白書という問題であります。今、各省庁それぞれ所管の事業内容あるいは国民の意識、そういったものを白書としてまとめて出しておられます。しかし、私の知る限りでは税金白書というものが出されてない。今日これほど税金の負担の仕方やその使われ方、税金の仕組みやまた実態、こうしたことを広く国民に知らしめるべきだ、私もこういう立場をとるわけでありますが、難しい数表とかそういうものは出ておるようですが、国民向けのそういった税金白書的なものは私は出されてなかったのじゃないかな、と思うのです。ぜひこれをひとつ検討していただきたいということ。

議論を通じて感じたことなんです、数字的なやりとりというものは、政府と野党あるいは与党との間で当然これは交わしていかなければならない法律であります。しかし、今度の審議を通じて、例えば一兆三千億円の政府原案についての積算的な数字の資料は何ら出されてない。委員会の過程でもそういう指摘がある中でも、それを出さうという確約もない。しかも、七日の幹事長・書記長会議の中では二千億円の積み増しをする。それは一体どこをどう変えることによって二千億円という数字になるのか、全く我々はそれは検討のしようもない。最終段階でようやく、一〇・五%の範囲を百五十万円までということと数字が出てくる。その間、我々が精査をするにも何ら資料がない。本来、労使の賃金交渉でも同じテーブルで話し合つておるわけでございまして、一%上げることによってこういうところにあるような配分をしていくというものが、これはきちつとした交渉のルールとしてあるわけですね。なぜ、政治の分野で、あるいはこういう具体的な数字をもつて議論する本委員会ですらこういうものが出されないのか。私どもはそういう政府の態度というか、大蔵省だけのこの資料を握つておつて、それをもつて出されてくるということに対しては非常に不信感を強く持つわけでございまして、そういうことに対する強い反省を含めて大臣の見解をお聞きして、終わりたいと思ひます。

○池田委員長 時間を経過しておりますので、簡潔に御答弁願ひます。

○日向政府委員 まず税務の広報につきまして、所管でございまして私からお答えさせていただきます。

税務行政を円滑に実施するために、納税者の方の理解と協力が必要でございまして。このため、委員御指摘のような事柄についてよく知つていただくことが必要でございまして、私どももいたしましても各種の資料、パンフレット等を作成して広報に努力しているところでございまして。御指摘のことを踏まえましてなお一層この面について努力

してまいりたい、かように考えております。

○水野政府委員 数字的なものにつきましては、毎年給与所得につきましては民間給与の実態、それから申告所得につきましては申告所得税の実態といたしまして、その種類別、階層別、収入階層別の人員、所得金額、税額等をまとめましてお示しはしているところでございまして、御指摘の点につきましては今後なお十分よく心してまいりたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 ただいまの御指摘につきまして、主税局長、国税庁次長からお答え申し上げますが、私としても十分注意をまいりたいと思ひます。

○中村(正男)委員 自治省と建設省、お越しをいただいておりますが、時間がございませぬ。大変申しわけございませぬ。これで終わります。

○池田委員長 安倍基雄君。

○安倍(基)委員 今、同僚議員がいろいろの質問をしておりますから、余り重複しない程度と思ひますけれども、我が党として言わなくてはならないことは言わなければならないので……

冒頭に、今もちょっと話が出たのですけれども、今度の与野党合意で最終的に一兆五千四百億円、こういう話になっておりますが、平年度ベースにすると住民税合せて二兆二千億円ぐらゐになるだろう。私どもの方の心配として、これは税率はいくつてみたわ、ところが現実的な減税額はそこまでのいかなかったというふうな話があつては大変であるという話がございまして、一応各党が大蔵省から説明を受けて、計算方法はなかなか難しい、その簡単にはいかぬということのよう

でございましてけれども、それは大きく狂われても困るのです。その辺、細かい計算方法は一々あれでございましてけれども、大体こんな感じ、こういう格好で積算したので、これは狂いつつないんだよという御説明をまずしていただきたい。

○水野政府委員 税収それから減税等につきましてはあくまで見積もりでございまして、結果として、これは必ずびたりこうなるということだ

○安倍(基)委員 比較的、思ったより減収額が少ない、それは思ったより少ないと見るか多いと見るか問題でございますけれども。だから、財形が割合に限度がきちとしていたというか管理がきちとしていた、つかみやすいという点が非常な

メリットなんです。だから、財形が勤労者のためになるというのに加えて限度管理が割ときちっとしている、その面ではほかのものとは比べとちよつと別の要素があるのかなということかと私は思います。これはまた、大臣が来られてからの話にしたいと思いますが。

三番目に、財形をやれない連中も随分いる。特に中小企業などは、道は開けているけれども、経営者が手間がかかるとか言うてなかなかやらないというような話もあるわけでごさいます。こういったいわゆる財形ができない連中についてどうお考えになるかというわけでごさいます。

○水野政府委員 先日ここで労働大臣がお見えになってその点の御議論があったわけでごさいます。が、今回、その点につきましては、少しずつでも利用ができるような見直しも財形法自体におきまして提案をされておるようでごさいます。御指摘のように、企業規模別には下の方の企業はどこの制度の適用割合が低いことは事実でごさいます。そこらにつきましては、労働省とも私もよく相談をしながら、その利用が拡大されるような方向でなおよく勉強はしてまいりたいと思っております。

○安倍(基)委員 そこで、実は我が党としては、例えば一世帯三百万とか五百万とかいうような形を考へてはどうか、そのかわりにマル優カードというもので限度を管理する。これはマル優カードについて、ちよつと大臣が来られないと十分の御見解もあれないですけれども、このマル優カードと同じだというふうな話もいろいろ言われるのですけれども、当時は何かマル優カードがあると預金を全部そこに書き出さなければいけぬ、洗ひざらい見つかつちやうというふうな感じで受け取られておつた。

私どもの提案しているマル優カードというのは、権利を行使したい者がその分だけ書いていて、要するにあるA銀行だったらこれは三百万、あと残りは二百万あるから二百万をほかのや

る、それ以外のものは、それを設定するときその分だけ使えるけれどもその後幾らつくつても使えない、だから権利の行使者だけがそれを使用すればいいんだというので、まことに限度管理がきちんといける。老人、寡婦についても、老人の名前をあらかじめ何回も使おうなんて、それはできない。そういう意味では非常に合理的な考え方じゃないか。前回つづれちゃつたから今度は、このはいささか早計なんで、これだけ税に対するいは関心が強まってきたときに、マル優カードというのを使得一世帯一口、それ以外はちよつと高くしてもいいという考えが一つある。

私どもも、地元で参りましていろいろの人に会つたときに——マル優というの、私自身不正利用ということをごさいます。二年前でしか取り上げて、一人当たり幾らか、一世帯八百万、一千万なんてあり得ない、不正利用があるに違いないというので、限度管理を大いに推進するあれになつたわけでごさいます。今度の参考人の陳述なんかいろいろ聞きました。せつかく限度管理が始まるうとして、我々としてはその方法としてマル優カードということをご提案している。ときに、減税の財源としてやらなければいけぬというのでほんと持つてきた。きのうの参考人の質疑でも、もつともつと検討した上でやつてほしいということをしきりと言つておりましたけれども、マル優カードについてどうしてあれなんだろう。老人、寡婦、身障者、それは身障者あたりはうそをつくとは思わぬけれども、そういうことを悪用されたらどうするんだ、その辺、そういう今度外した人々の限度管理をどうするんだという点について、お聞きしたいと思ひます。

○水野政府委員 今回の利子課税の改組につきまして御提案申し上げておりますのは、そうした利用の実態をいかに適正に是正していくかという点、これも一つの観点ではございまして、基本的には戦前戦後続いてまいりました貯蓄奨励措置といったものを見直しをさせていただき、それによりますところの十数兆円の利子所得が除外さ

れている状態を是正させていただくという点が基本的な観点となつておるわけでごさいますので、現時点の非課税貯蓄制度の利用を適正化する、そのためのマル優カード制度等云々というのとは、少し議論の方向が異なるのではないかと申すわけでごさいます。

ただ、御指摘のマル優カード制度につきましては、委員御指摘のように、権利を利用しようとする方のカードではございまして、この点は五十五年に御提案したときの少額貯蓄等利用者カードも、まさに少額貯蓄を利用しようとする方の制度でございまして。その点につきましても、利用者カードの券面に、金融機関別の限度額の設定がそこに表記されるわけでごさいますので、そういう、あるいは他の金融機関にどこでほかの枠を利用されているかというのを提示せざるを得ないといった点も、かなり大きな問題として議論されたところでごさいます。

また、各人と申しますか、当時は各人別のカードでございまして、そういたしますと、お年寄り、子供、そういったものも全部一つ一つのカードをお持ちになる。そうすると、親族相互間でも極力その資産の保有は表に出したくないということがある。その外に出るようなことになる。そうした感情を逆なでするようなことになるのではないかと御議論も、かなり強かつたところでごさいます。

いずれにしても、こうした利用者カードではございましてけれども、諸般の情勢からこれを一時執行を停止するとともに、昭和六十年にはこれを撤回したところでごさいます。撤回させていただいたのがまだほんの一昨年でごさいますので、その後の税につきましても意識はもちろぬいろいろ変化はされてきているかと思ひますが、ございまして、まだ二年前のことでごさいますので、私ども改めてさらにここで利用者カードということではございまして、カード制度を御提案申し上げる環境にはどうもないのではない

かと考へておるところでごさいます。

○安倍(基)委員 そうすると、今の老人、今度枠から外された人々が不正利用するのは、どうやってチェックするんですか。

○水野政府委員 昭和六十一年から現行の制度でも本人確認をさせていただき、それを限度管理するという制度が始まつておるところでごさいます。て、おむねお年寄りは千三百万人、六十五歳以上の方はそうした数字でございまして。これに身体障害者の方、母子世帯等を加えまして、グロスで申し上げますと二千万人ぐらゐの数字にはなるわけでごさいます。現行の非課税貯蓄制度、これは一億六千万口ぐらゐの口数があるわけでごさいます。こうした点から申しますと、今後非課税を継続させていただく方々の数字の規模と申しますのは、けたが一つぐらゐ違うような数字でございまして、これは何とか本人確認、限度管理、適正に運営をできるのではないかと考へておるところでごさいます。

○安倍(基)委員 二千万人とおっしゃつたけれども、数字は後で確認したいのだけれども、例えば一世帯一人とかあるいは納税義務者一人というぐあいにしたら、人数が四、五千万と僕は聞いています。だから、一世帯一口ぐらゐマル優カードでやつたらいいじゃないかというのもそうあれじゃない。

ちよつと細かい話になりますけれども、さつき話が出ましたように、全体の四分の一という数字は、結局は不正利用を前提とした数字ですからね。ですから本人を確認しても方々の店でやれば、名寄せさえきつとできなかつたら、実際のところは良心があつても、それを利用する息子だつて随分いるんだし孫だつているんだし、あるいは身障者、親族はそういうことはしないと思ひけれども、それでも、それを利用する人間は出てくる。限度管理をやるのかやらないのかといふと、なかなかこれはやり切れない。事実やれないとい

うか、本人確認でやりますというのは今までと同じことなんです。

その意味で堀委員は、例外を設けるなどという議論を提出されている、私はむしろ、一世帯一口で限度管理をきちんとしろという議論をしている。いずれにしても、ちょっと中途半端なんですね。弱者救済という面はいんだだけでも、それは不正利用をしないという前提でやるというの、これまた私はおかしいと思う。私はあなたの方の先輩ですから、財政の苦しさはわかるのですけれども、もっと練った形で利子課税問題は考えるべきじゃなかったか。

特にまた、総合課税の問題もあるわけです。今度の与野党合意で、総合課税をどうするんだ、五年後までにめどをつけるというのですけれども、逆に一つの問題は、こういう総合課税問題、利子課税との関連、こういっただけでは全体の資産所得課税をどうするかというすべての大きな中で考えなければいかぬ。逆に、五年後というところ、ほかのものは全部ストップしてしまうのかという心配さえある。でありますから、総合課税問題を含めた検討は、本当にやるのか、あるいは五年後というのじゃなくて、三年以内とかきちつとそういう期限を切つて、そのうちにやるんだというような形でむしろ考えるべきじゃないかな。この辺について税制当局が、これから税制の根本の見直しをするというのであれば、総合課税原則についての考え方も含めて、例えば三年以内にするとかそういうような考え方であるべきではないのかな。与野党合意で、これは党の話かもしれないけれども、政府としても、本当にこれからの税制改正を期限を切つてやるつもりがあるのかなのか、その辺をお聞きしたいと思ひます。

○水野政府委員 所得税は、引き続きまして現在の税制の根幹でございまして、また、各種所得を総合して累進的に課税をさせていただくという所得税の大原則は、あくまで堅持をされるべきものであらうと思ひます。

ただ今回、利子につきましては、長年の非課税

貯蓄制度を見直していく、改組させていただくというときには、今まで課税の経験のない郵便貯金当局にも御協力を願う、そういうことからいたしますと、今回発足いたします新しい利子課税制度は、お年寄り等は非課税を継続するとともに、実質的に公平を確保できるように一律分離課税に移行をしようということでございますが、これは租税特別措置法におきまして発足をしようということでございます。所得税法の原則としては、総合課税の方向は維持しておるところでございます。

ただ、非常に口数の多い金融資産を相手としての制度でございますので、余り短期間にこれが見直しができるというようないことは適当ではないのではないかと、三年というのはいかがかなという感じがいたします。昭和四十五年現在の源泉徴収制度が導入されたときも、おおよそ五年をその期限として発足し、見直しをさせていただいてきているという経緯もあるところでございます。

なお、利子所得以外の資産所得課税、これは別に五年後に見直すということではございませんで、その他のものも資産所得課税は、極力早い——現時点でもいろいろ御提案申し上げていまして、きましても、早急に見直しをしようとする必要があると考えておるところでございます。

○安倍(基)委員 そうすると、今の利子関係の総合所得の問題も五年以内にはやるんですな。五年たつてから検討するのですか、五年以内に検討するのですか。

○水野政府委員 先日、八月七日の与党からの御提示では、「利子課税制度のあり方については、総合課税への移行問題を含め、五年後に見直しを検討する」という文言であったと承知いたしておるところでございます。これが法案の修正との関連でどのように詰めが進められておるか、この点につきましては与野党のお話でございますので、私どもとしては、その詰めができましたものはこれを尊重してまいりたいというところでござい

ます。

○安倍(基)委員 それではむしろ、党同士の話し合いにゆだねようという感じですか。

○水野政府委員 税制の基本的な問題、根幹にかかわる問題といたしましては、私ども、意見を申し上げるべきことについては意見を申し上げるべきであらうかと思ひますけれども、このような御提言が与党からなされ、それによりまして与野党間のお話が進められていくということでございます。すれば、私どもそれを注視し、尊重してまいりたいというところでございます。

○安倍(基)委員 大臣のお留守中にいろいろな議論があったのです。今論議いたしているのは、利子課税をどうやって分離していく、総合課税原則は形式の上では残しているけれども、実態的に総合課税を放棄したような格好になっている。総合課税問題を、与野党合意では五年後に見直しをするという話が出ておりますけれども、さっき出た懸念は、我々は資産所得課税のすべてを含めた税体系の検討を早急にしないといけないというところでございまして、この利子課税の総合主義を五年後というところになったら、ほかのものがストップしては困るよということ、これは五年というよりはもっとそれ以内、あるいは三年以内とか五年以内とかに検討すべきではないかというのでございまして、それに対する水野局長の答弁は、ほかの課税見直しはほとんどやっていきま

すよ、こう言つたからといってほかのものをストップすることではない、ただ、この利子課税については、一遍発足したらすぐまた動かすものもおかしいので、これは五年たつてから考えるんだというような考えでございました。

この点、ほかのものをストップするんじゃないよというふうな話は私は当然と思ひますし、それについての御回答と、もう一つ、やはり総合主義を離れるというのか、総合課税を離れるというのか大きな問題であつて、本当はこのマル優問題、私は大臣が来られる前にいろいろ議論したのですけれども、ちょっと拙速に過ぎているという気が

非常にするんです。例えば、老人というふうな弱者は外してもいいけれども、弱者についての限度管理が全然されない。本人確認はするといつたつてできるかどうかかわからない。本人確認ができれば、本当の意味のいわば名寄せができるかどうかかわからない。もし、老人というのができるんだつたらほかの者についてもできるはずなので、私どもはマル優カードというところで権利行使のためのカードを使つたらどうか。その提案をしたら、これはつい最近引つ込めたばかりだから今さらできない。

私どもは、従来の背番号制にちよつとというぐらゐに大きく宣伝された過ぎたこの話が、本当は権利を行使するために三百万なり五百万なりを書いたら、それ以上は設定できないよ、設定した人はそれをやりなさいという形でやつた方がいいわけなので、しかもまた、マル優カードについてはこの前も話したと思ひますけれども、我が党はそれを老人でも全部渡して、例えば一世帯一人、納税者一人くらいでちゃんと管理すれば、まさに限度管理はきちんとできる。

私は、今度のマル優制度が——余りたくさん一週に聞くとわからなくなつてしまつたから、最初の五年後に検討するということ。その前にも、全体の資産所得課税を含めた税制の検討をするんだろ

うなということをやまず確認すると同時に、総合課税主義についての検討、例えば三年以内とか五年以内とか、もう少し期限を限つて検討すべきではないか、この二点をまずお聞きしたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 まず前段のお尋ねにつきましては、これは問題ございませんで、その他の資産課税につきましては検討を続けてまいります。

次に、その後段のお尋ねでございますが、政府はこういうことを本来御提案をいたしておらなかつたわけでございますけれども、八月七日、各党の書記長・幹事長会談がございました。その反映としてこういうことが出てまいりました。過敏、八月二十六日の会談でも、これにつきましては別

どの辺が低額か、あるいはどうやって見るのか難しいという意味で、低額所得者一般は無理だけれども、こういう財形をやっているような連中は、低額所得者の場合が多いということと限度がはっきりしている。

これは従来も話が出たのですけれども、老齢化社会になってくる。それで、年金制度が本当に完備していれば、こんなことは言うことはないのです。このままでいけば、年金制度がほとんど将来パンクしてしまうかもしれないという状況のもとで、自衛手段として低額所得者がためている部分もあるわけですから、それは、貯蓄奨励に補助金をやることはいけないよというのとちよつと異質かな。だから、財形の場合には低額所得者は代替という形で――さつきも中小企業の連中、なかなか財形が利用できないんじゃないかという話もありましたので、それは労働大臣も中小企業に努めている人々も含んでいこうという話もございましたけれども、低額所得者、代用という意味で考えているわけですから、しかも限度管理がきちっとされているというところで、一考の余地があるんじゃないかなと思うのでございますけれども、いかがでございますか。

○水野政府委員 これは繰り返しの御答弁でございますが、今回の利子課税制度の見直しという観点、一般的な貯蓄奨励措置につきましても税制上の優遇措置を見直すという観点からいたしますと、特定の行われていない一般財形につきましても、ぜひその対象として改定をお願いいたしたいところでございます。

○安倍(基)委員 本日は四百億が大きい小さいかですけれども、どちらかといえば、限度管理をきちんとした、ほかのものにばあつと高い税をかければ、これ以上の増収は幾らでも出てくるのですよ、実際のところ。その辺が、いわば改正案が、結局は高所得者優遇じゃないかという非難を受ける理由でもあるわけですね。また総合課税の原則も外しますし、三五％を二〇％にするわけですから。

この点、ここで押し問答してもしょうがございませぬから、前向きな答弁がそう簡単に出るかどうかではありますけれども、大臣として今後全体の構成の上で、とにかく今も話が出ましたし後からも出ますけれども、資産税とか資産課税とか、その一環としてのこういう話ですから、それ以外にまた皆さんは、マル優のことをやっても、今度は逆に代替商品へのシフトは別のところで税を課するから大丈夫だというような話もしておりますけれども、いろいろな面でも、今度のマル優の廃止が果たしてよかつたかどうか、私はまだ非常に疑問に思っておりますので、この点再検討も含めまして、ある程度考えていただかないかといふかぬといふことでございまして、財形の問題、主税局長の答弁だけであるのか、あるいは大臣として、なるほど僕の質問もひとつも面もあるなどというぐあいにお考えになるか、一言お伺いしたいと思ひます。

○宮澤閣僚大臣 いわば働き盛りのサラリーマンについて考えますと、この制度は、稼働能力をなくした人々に社会的な考慮をしようということとございまして、そういうサラリーマン等を対象とする財形制度、これを特別扱いするのはいかなるものであろうかと思つておるわけでございまして。ただ、その勤労者の財産形成の中でも、老後に備えるという意味での年金貯蓄あるいは住宅取得のための貯蓄、これは老後の関連においてやはり支援する必要があるかというものが、この八月七日に与野党がお話しになられた趣旨であらうと思ひますので、それであれば政府としても、その御意思が修正という形になれば従わなければならない、こう考えておるわけでございまして。

○安倍(基)委員 さつき同僚議員が質問をした、一般財形からこちらの方の財形にスムーズに移れるのかなということも若干関係いたしますので、この点はそういうことを考えて対処をしていただけるかと思つております。

次は、これは同僚議員のどなたか質問したかという問題があるのですけれども、今度五％は地方

税で地方の方に行くんですね。私が以前から申し上げておりますのは、地方税というのは地方税全体と見るのか、各地方、地方として見るのか。端的に言えばメカボリスとか、要するに貧困な地方団体かということとを問題としておるのですけれども、今度住民税の軽減という要素がある、今度はマル優の関係で五％もつちへ行く。これは各都道府県あるいは地方にどういふ影響になるだろうか。

それはちよつと御説明願ひたいのですが、各地方への五％の配分というのはどういふ格好でやるのか、各店舗ごとを考えるのか。そうすると、いろいろの隠す預金は東京あたりの大都会に置いておいた方がやりやすいのですよ。でございまして、この五％のいわば収入が余り地方に落ちていかないで、東京とか大きな都市に集中してしまう可能性があるのでないか。そうすると、私が前から申し上げておりますように、東京が、銀行が九五、六％なのに地方税は二五％入っている、あるいは法人住民税のときは二五％入っているというようなアンバランス、これはまた逆に助長する形にならないかな。この点、どうやってどういふぐあいに地方の収入になるのかということについて、自治省にお聞きしたいと思ひます。

○小川説明員 利子割の課税につきましては、ただいまお話しのごさしましたように、利子等の支払ひ、またはその取り扱ひをするものが、その営業所を通じて利子等の支払ひを行う際に特別徴収をするということとございまして、その営業所所在の都道府県に納入をする、こういう仕組みを御提案していただくところでございまして。

それがどのようにならうかという税源の分布といたしまして、そういう意味で申し上げますと、すべての金融商品につきましても各都道府県別の分布状態を示す資料は残念ながらないわけではございますが、課税の対象となります金融商品全体の中で最も大きなウエイトを占めておりますのは預貯金でございます。この預貯金につきましては日本銀行の統計がございまして、これによりまして、昭和四十九年度末における個人の預貯金残高の各都

道府県別のシェアと個人の住民税所得割の収入決算額の都道府県別のシェアを比較いたしました。と、一般的には地方における個人預貯金残高のシェアの方が都市部よりもシェアが高い、そういう傾向にございまして。したがって、その限りにおきましては住民税所得割に比較いたしますと、より均てん化する方向にいくのではないかと、私もとしてはこのように判断しておるところでございます。

○安倍(基)委員 それはマル優適用というか、非課税貯蓄の分布ですか。

○小川説明員 これにつきましては非課税貯蓄といふことではございまして、すべての預貯金でございまして。

それから、先ほど私、昭和四十九年度末、こう申し上げたかもしれませんが、これは五十九年度末の誤りでございまして、訂正させていただきます。

○安倍(基)委員 これはやってみなくちゃわからないのかもしれませんが、この辺は私は時間があれば最後に、国税と地方税との関係をちよつとお話ししたいと思ひますが、直感的にはそういう名寄せが難しくなるように場所所は、大都会の方がむしろ多いのじゃないかという考えもございまして、この点単なる預貯金だけのあれで済むのかどうか、やはり限度管理という問題にどうしても響いてくるのだなという気がいたします。

それと、ちよつと今度の改正の中で一、二取り上げたのは、医療費控除の足切りですね。これは厚生省。参考人の陳述の中にもいろいろ話が出てくるのですけれども、私自身も各地を回りますと、今度五万円を十万円にした、これはどのくらい家計に響くのかな。その辺を厚生省はどう考えているのかなということをお聞きしたいと思ひます。

○吉田説明員 医療費控除につきましては、一般的な家計負担の水準を上回って、偶発的に支出を余儀なくされる医療費による家計の負担を軽減す

る制度として設けられているというふうな私どもは理解しております。現行の医療費控除の足切り限度額の水準につきましては、所得水準の上昇がありまして、昭和五十年以降増え置かれておりまして、このような制度の趣旨に照らして足切り限度額を十万円に引き上げても、家計にとつては大きな負担とはならないと考えております。

○安倍(基)委員 一般の世帯の平均医療費というのはどのくらいになっているわけですか。また、それがどう変化していますか。

○吉田説明員 一世帯当たりの年間保健医療費の支出ということで、これは総務庁の統計局による家計調査年報でございすけれども、五十年に保健医療費といまして五万円となっております。六十一年には八万円となっております。

○安倍(基)委員 まあ、これはいろいろところで、今度の減税の方もあるけれども、また逆の方でマル優の廃止とか医療費とか、そういうところを全部トータルしていきますと、それほどありがたくなかないというふうな話も出てくる、ありがたくなかないとは言わなければいけません。それで、やはり一番出てくる話は、減税をするためにどうも簡単に大きな制度が変わってしまったという印象を持っているのものです。それはそれなりに皆さんは十分検討してきたとおっしゃるかもしれませんが、けれども、そこが私どもの考えは、さきも白書の話も出ましたが、これだけ税に対する関心が主婦から世帯主に非常に広がってきまして、いましめて、売上税問題というものがそれだけみんなに大きく目を開かせたということでございますので、この機会に、ただ大蔵省内部だけではなくて、与野党を含め、民間も含めてもつと基本的な議論をし始めるべきではないか。

そうした議論をし始めれば、私が前回もお話をいたしましたように、直間比率だけではなくて、いわゆる直接税の中でも勤労所得あるいは資産所得、また所得がすぐ出ないいわゆる資産、資産税そのもの、私がこの前提案した土地保有税という

ようなものも、これは一時にぱんと出るかわりに少しずつ払うというふうな話でございますから、そういうことを含めて全体の中でこのマル優制度廃止も考えるべきだったのだ。そのために一年、二年については、自然増収もあり、NTTもあり、NTTというのは、この前も話が出ましたけれども公共事業に使う、使うといつても最終は一般の税金にまわす。この話は覚えていらつしやると思ひます。そういうようなことで、どうも今度のマル優制度の改正については拙速に過ぎるんじゃないかという議論が随分あるのです。

そこで、これを含めまして大蔵大臣、どういふところに重点を置いてこれからの税制改革を行つていこうかというのを、これは急な話ではあるとしても、ある程度のビジョンを持っていただいで結構な話なんです、先に事務当局がお答えになつた後でも構いませんけれども、これからの税制改革の方向というものをちよつともう一遍はっきりさせていただけませんか。

○宮澤国務大臣 これからの税制改革の方向を政府としてはどう考えるかというお尋ねでございます。

まず、やはり所得税、法人税とも現在の税負担はかなり重い、軽減をする必要があるというふうな考へております。そのうち所得税につきましては、勤労者、中堅サラリーマンに殊に重税感が強い。それは他の所得に対しての税務行政執行との関連も実はございすが、同時に実生活に社会へ出ましてくる所得税の刻みが非常に細くございすので、昇給をするたびに税金が大きくなつていくという、そういう意味での圧迫感と申します。それから重税感、それが子供さんが学校へ入るための学費であるとか、あるいは住宅ローンの返済といったようなことが来る時期にその重税感が非常に高くなつてくるように存じますので、いわばライフステージにおける所得税の刻みをできるだけ大きくいたしまして、税率でいへば一つあるいは二つぐらいの税率ではばりタイムメントの時期になる、そういうふうにしたならば重税感が軽

くなるだろうというのが所得税についての改正の一番大きな問題だと思ひます。

法人税につきましては、この節のようにどこでも本店を置ける、本社を置けるといふような国際的な状況になつてまいりますと、やはり国際的な法人税の負担水準というものを考慮いたしませんといけないということがございまして、そこへいきますと、我が国の法人税の負担水準はかなり高いといふことがございすので、これも下げる必要があるであらう。両方合わせまして、勤労意欲であるとかあるいは企業意欲であるとかいふものを損なわない程度にしておかなければならないといふふうに、大きな方向としては考へておるわけでございます。

そこで、実はそれらのことには相当な財源が必要というふうな政府は判断をいたしまして、他方我が国のように所得水準が高く、かつ所得格差の少ない国においては、殊に二十一世紀に向かひまして急速に国が老齢化をしていくという時代に、将来に向かつて生産年齢人口が大変に多くの年寄りを背負うということがわかつておりますから、そうなりますと、稼働能力が少なくなつた人々らは所得税を納められないといふれば、今から国民の社会的なコストというものは薄く広く国民に持つてもらうという制度を立てておいた方がよいのではなか、こう考へまして、間接税を新しく起すべきではないかと政府としては考へたわけでございます。

それは前国会におきまして、いわば国会の御採用になるところとなつたわけでございますけれども、全体といたしましてはやはり直接税を軽くしていくこと、その結果としての財源を何かの形でつくつておかなければならない、かたがた二十一世紀に向けての人口の構成の変化というふうなことを考へますと、やはり間接税にも少しウエイトをかけるということが必要であるし、また我が国の場合にはそれが望ましいことなのではないかといふ、基本的にはそういうようなことを考へております。

○安倍(基)委員 野党の中から、また売上税だなどというふうな声も出てきそうところだったわけですが、私にはある意味からいふと、例えば消費段階で一回限りの消費税といふことも考えられないではないのです。その前にやはり資産所得課税あるいは資産税そのもの、この間土地なんかは売らないうちは所得が生じないといふことを言われましたけれども、売るときだけじゃなくて持っているのに課税しておいて、そして売るときは安くするといふのが土地所得、土地問題の解決にはいいんじゃないか。

この前、「エコノミスト」の予告をいたしましたけれども、あれは出ましたから読んでいただいたかどうかと思ひますけれども、土地税制というのが非常にこれからの大問題である。特に土地の場合には、保有の場合には固定資産税といふことで地方税に行つてゐる。だから、これは地方税の方でその辺がどんとふえてくるならば、今度は要するに地方で負担すべきものは負担させる。この辺国税と地方税とをこのまゝにしておいて、しかも地方税というのはメカボリスに集中する地方税のままで置いて、すぐ、やれ老後のための売上税だ、あるいは間接税だといふことはちよつと早急なんで、もう少し資産所得課税、資産課税——私はこの前、直間比率だけではなくて、通常の勤労所得と資産所得あるいは資産税、間接税、そういったものを全部含めて、そういう比率で物事を考へるべきだ。だから今まで全然、地方は地方、国は国、当然財源を考へるときには、いわば機能配分の問題があるわけですね。どこまで国がやり、どこまで地方がやる、それは国によつて違ふわけですね。

ちよつと、これは言い出すと時間もないですからあれですけれども、公共投資は国がどの程度やるのか、地方がやるのかといふことも含めて、国の財源だけで各地にやると、国の資金を持つていたところが得をしちゃうといふことが非常に大いなので、それを含めた大改革が本当は必要じゃないかと思ひます。これは、あと十五分しかで

ざいせんからちよと……。

今度土地について、いわば短期譲渡に重課する、要するに十年を五年にするという、二つの方策をとられました。これはいわゆる土地転がしを、二年は土地転がしになる、五年は長期になるという改正なわけですが、きのうの参考人の話でも、これからの税制の大眼目は土地税制だという話もした人がいたわけですね。さつき大臣は、資産所得課税あるいは資産課税について余り言及されなくて、専ら直間比率の、従来の間接税のことばかり言われておりましたけれども、こういう技術的な話でやる前に、まず資産所得課税あるいは資産税そのものの、私が資産税と言っておりますものは、繰り返すようにすけれども、土地の譲渡あるいは相続のときにほんと来るのではなくて、所有している期間はある程度払う、譲渡するときは輕課するという考えも含めまして、これは相続税の問題も随分大きくなるわけですね。

これからとても地価が上がり、今どうしようかという連中も出てきています。大問題があるのですね。それを含めた税制改正が必要なんですね、どうも大臣は間接税の方のことは言われましたけれども、資産所得課税もしくは資産課税、これを中央、地方との絡みを含めてどうお考えになるのか、お答え願いたいと思います。

○宮澤國務大臣「エコノミスト」にお書きになりましたものは拝読いたしました。それで、地価対策として、殊に固定資産税あるいは保有税等々について御言及になりましたのも承知をいたしております。

それは理解のことでございますが、さてそこで一般的な資産課税をどう考えるかということになりますと、安倍委員も御記憶でいらつしやると思いますが、シャープ税制の中では富裕税というものが言われておまして、これはしばらくの間実行をいたしました。いたしましたが、結果はどうしてもやはり目に見えるもの、すなわち土地と家屋、当時は家屋というものが非常に大事なものでございました。そこらがもうほとんどにな

つてしまいました、その他の資産の把握というのは実際上できなかった。そういう意味では非常に公平を欠く税制になりました、短時間でやめた記憶がございます。

そういうことから考えますと、広く資産税ということになれば、これは土地、家屋にとどまらないうわけでございますが、そのための行政というものは実は大変に煩瑣なことになる、しかもうまくはいくまいということがございますので、どうも一般に資産税というものについては、私は果たしてそれが効果的にいくものかどうかどうだろうかというところに疑いを持っております。

ただ、殊にこの土地の問題はこういうことでございまして、この間も御提言になられましたように、保有税あるいは固定資産税、それはいわば担税力というものの関連は十分考えなければならぬことだと思っておりますけれども、これは私の所管ではございせんが、そういうことは考えていいではないかということには私も同感のできるところでございます。

○安倍(基)委員 資産所得の把握が非常に難しい。もともとシャープのころの富裕税を復活しろと私は言っているのじゃないので、竹村健一あたりがよく言っているように、今度のマル優廃止もある程度資産所得に課税せよということかと思っておりますけれども、今や勤労所得を上回るような資産所得が続々と出てきているわけですよ、蓄積が大きいですからね。ここに目をつけたい、いわば間接税の消費税でやるよりは、むしろ資産所得をどう把握するのか、把握し切れないときには、例えば土地、建物だつて、土地の場合だつたらある程度課税すればそれを有効利用するとか、今のところは譲渡のときだけばつと課して持っているときにはほとんど課さない、特に土地についてはですね。それがやはり地方税であるために手がつけられてないという大きな矛盾があるのですね。

ですから、富裕税が失敗したから今そういったことは考えられないとおっしゃるけれども、そこそこのだけの富の蓄積が出てきてしかもそれが相当偏つてあるというときに、勤労所得あるいは間接税——間接税というの、どうしてもやはり勤労者に最終的には重くなつてしまふ。そういうことを考えますともっとも、もう一遍新しい観点から資産所得課税、資産課税というものを考えていくべきなんじゃないかなという面では、今私の所管じゃございせんと言いましたけれども、そういう自治省と大蔵省、地方税と国税、私はあそこでも指摘したように、要するに国の負担がほとんどふえるのに国のできる範囲は非常に限られている、ここをもう一遍見直していかなくてはならないんじゃないかということなんです。

これは大問題でございまして、議論し始めると切りがないのですけれども、直間比率だけじゃなくて直接税の中の勤労所得、資産所得、間接税それに地方税を含めた資産課税そのものという大きなバランスを、実はこの前出してもらったのですが、やっぱり西独あたりは資産課税が少ないけれどもはかの国は割と多いんですね、日本よりも。これをもうちよと内訳を詳しく調べてもらつて、大蔵省はいつも直間比率、直間比率と一つ覚えて言わないで、そういう資産所得比率とか資産課税比率とか、そういうことを含めて見ていただきたい。そういう中の一環としてこのマル優の廃止が考えられるべきであつたのに、何か減税するために、参考人の中にも何かたき売りのむとかいう格好で減税額を、そのためにこれをのむとかいうような話になつちやつて、基本論が忘れられてるんじゃないか。いわばマル優廃止ということについてこれだけ国民の関心が高くなつたんだから、もっとも議論してほしかったというのが方々の声なんです。一世帯が一口くらいいいじやないかという議論もありますし、さつきもどうして二〇％に決まつたんだかという話とかいろいろありましたけれども、そういうことで、こういう大きな問題につきましてもう一度大蔵大臣が考え直してもらえぬかということでございます。最後に、まだあとちよとございまして、考えをお聞きしたいと思います。

○宮澤國務大臣 資産所得について課税することは、それはもう私は言われるとおりだと思つてございまして、資産課税ということになりますと、やはり資産と所得と消費とこの中のバランスを考えながらやっていくことがよろしいのではないかと思っております。

○安倍(基)委員 大きな問題を聞きましたから、最後にちよと細かいこともいれませんが住宅の買いかえの特例があるんですね。東京のど真ん中で巨額の金をもつた者が税がかからなくするために各地方の周辺を買いあさる、それが地価の高騰を促進しているという議論もございまして。たださつきの、譲渡の際の税金をある程度安くしないと土地供給はふえまじやない面もありまして、土地供給の面からはさうだけれども、周辺の需要に対しては恐ろしい力を持ってきたりまして、この辺を考へるべきこと、もう一つはさつきの、絶えず日ごろ持つておるとき税金を重くしておいて譲渡のときに安くする、そういうことがやはり土地政策の基本だと思つております。だから、今の買いかえ特例についてどうお考えになるのかお聞きしたいと思います。

○水野政府委員 この制度は、昭和四十四年までは非常に一般的に行われていたところでございます、いろいろな今のような御指摘もある、そういうことからいたしまして廃止をいたしましたところでございますが、その後また昭和五十七年に至りましてこういったものが復活をいたしておるところでございます。ただ、現在のこの住宅買いかえは十年以上保有していた場合でございますので、それが果たして転がし等に影響があるのかどうか。やはりこの点は個人の都合の十年以上でございますので、こうした点については、五十七年に復活いたしましたばかりのものでございまして、今直ちにこれに手をつけるということはいかかかというところから、今回は御提案はしてないわけでございますが、いろいろ指摘される点もあるわけでございますので、今後なおよく勉強いたしたいと思つてございまして。

○安倍(基)委員 じよあ時間が短くて、しかも切られた上だけれども、皆さんもいららしていろいろだから、この辺で一応私の質問を終えておきます。

○池田委員長 この際、休憩いたします。
午後零時五十八分休憩

午後二時十五分開議

○池田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本たばこ産業株式会社常務取締役田口和巳君及び同常務取締役勝川欣哉君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○池田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○池田委員長 質疑を続行いたします。伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 私にとりましては懐かしい大蔵委員会で質問の時間をつくっていただきまして、大変うれしく思っております。また、お聞きをいたしておりましたが、同僚議員の皆さん、大変真剣なレベルの高い議論をなさっておりまして、うれしく、心から敬意を表する次第であります。

幾つか質問させていただきたいと思っております。この間、一〇八国会が終わりました後、税制改革協議、与野党十三人での協議がございまして、まあ十三という数は余り縁起のいい数ではないのですけれども、非常にまじめな御意見をいろいろ拝聴いたしました。参加をさせていただきまして一人という意味を含めまして質問をさせていただきました。なお、きょうは臨時大蔵委員会で、非常に残念

なんです。レギュラーでございせんので、同僚議員の皆さんのさまざまの御質問と答える点があるかと思ひますが、御了解をお願いしたいと思ひます。

大臣に幾つかお伺いしたいわけですが、私も、先般の通常国会、その後の経過、そしてまたこの国会の状況ですね、また中途でございましてけれども、振り返りましていろいろ思うことがあります。また、もっと勉強しなければならぬというふうにも思う点も多いわけでありまして、また、十年近い大蔵委員会の在籍の当時に、皆様からいろいろと教えていただいて、税制というものがいかに社会にとつてあるいは最もベーシックな政策、大事なものであるということも勉強をさせていただきまして、そんな気持ちでいろいろなこと

を、この経過を考えるわけでありまして、まず、個々にいろいろな内容を伺ひますが、総括的に、この前国会からの経過、税制の討議の中でも非常にドラマチックな余り例のない経過であったわけでありまして、いろいろな意味での教訓を政府としてもまた与党としても受けていると思ひます。私も野党もどういふ勉強をしたらいいのかということを感じるわけでありまして、大まかに言つて、この経過を振り返つて、率直に、大臣、どんな感想をお持ちでございましょうか。

○宮澤國務大臣 政府としては、シャープ税制以来長い間懸案でありました税制の根本的な改革を思い立ちまして、税制調査会等々の審議を経まして、前国会にその案を御提出をいたしましたのでございまして、それは、所得税、法人税等の減税を中心にして、直間比率等をも考えながら、新しい間接税も起こしまして、それによりまして二十一世紀に向かつての税制の体制を整備したいと考へたわけでございます。しかるところ、これは前国会、通常国会におきまして、国会のお入れになるところとならず、廃案となりました。

この間の経過につきましては、よつて来るところはいろいろございまして、思ひますが、私も多少とも反省することが多く、大変に遺憾な結果であつたと思つております。

しかるところ、この廃案に際しまして、議長のごあつせんによりまして税制改革協議会が発足をいたしました。直間比率等のことを含めまして、将来の税制改革について御検討を始めてなりました。その結果として、座長の責任におきまして、七月の末に、それまでの経過を議長に御報告になつたと伺つております。

しかし、ここまでの間におきましては、今後の税制改革をどのようにすべきかについてまだ十分の議論を尽くしてないやうに伺つておりまして、その間、しかしながら、今年度におきまして所得税の減税ということはやはりどうしても必要であるということにつきましては、協議会におきましても、その規模はともかくとして、ほぼコンセンサスがあつたと伺つております。また、政府・与党といたしまして、これに先立ちまして、緊急経済対策を決定いたしました際、一兆円を下回らざる所得減税ということを決意いたしました。それが、その状況にかんがみまして、政府といたしましては、このたびの臨時国会に、これからの長い展望はともかくといたしまして、この際必要だと考えられます当面の減税、税制改革につきましても御提案をいたしまして御審議を仰いでいるところでございます。

私もこの間、これはやはり将来の私どもの持つております展望につながる減税でありたい、いわば一遍限りの戻しといったようなものであつてはならないと考へておりますので、本案を御審議の上、なおひとつぜひ御賛同を仰ぎたい。

と同時に、また税制改革協議会におかれましては、今後の税制改革についてこれからさらに御審議をお続けになると存じますので、ひとつ御討議をしていただきましてできるだけ速やかに今後いかに税制改革があるべきかをお示しをいただきたい。政府といたしましては、しばらくその税制改革協議会の御審議の推移を見守る、こういうふう

にいたしたいと考へております。

なお、このたび政府が御提案いたしました税制改革、減税案につきまして、八月七日及び八月二十六日に与野党の幹事長・書記長会談が開かれまして、政府が当初考へておつたところでは不十分であるといったような御意見があり、また八月二十六日には与野党の幹事長が与野党の立場から一つの案を御提示になられました。御審議がこうやつて進行しておるわけでございますが、政府といたしまして、もし与野党の合意があつて政府案が修正をされるということでございますれば、これはもとより尊重いたさなければならぬところである。その際の財源をいかにすべきかというようなことは、政府としてそういう状況を考へながらこれから工夫してまいらなければならぬ、かやうに考へております。

○伊藤(茂)委員 大臣の御答弁の中に、与野党が協議し合うことという意味合いのお話がございまして、私はこう思ひます。議会の場というのは、残念ながら政府提案に対する野党の質問というのが九九%という構造になっているわけでありまして、本来的に言うならば、これは半分だろと思ひます。政府が、また多数党が法案を提供される、それに野党がそれぞれの立場からさまざまな意見を申し上げる、そういう中でよりよい結論が出るようにしていくのが大事な機能であると思ひますが、それがすべてではないと思ひます。やはり、お互いに尊敬すべき国民の代表であり、国権の最高機関でありますから、そういう場でさまざまな政党内あるいは個人間でも結構だと思ひます。議論がなされるというのは、議会の立場からすれば必要な半分の本来あるべき仕事なのではないだろうかというふうに思ひます。

昨年の暮れには各党を代表して政審・政調レベルでの協議をさせていただきました。振り返つてみましても、非常に気持ちのいいというところと語弊がございすけれども、まじめな議論をお互いに言い合うことができたというふうに思つております。今回も十二回ございしましたが、ちよつと

残念な気持ちというのが今の気持ちであります。

ただ、私は、議会の機能としてという意味でも、今後ともそういうことは必要なことではないだろうか。今回は一つの政党だけ入ることができませんでしたが、やはり本来でたらすすべての政党が入って議論する、大蔵委員会にも大蔵大臣顧問というニックネームのある人もいらつしやるわけでありまして、みんなが入って議論をするということが望ましいことだろうというふうに思うわけでありまして、と同時に、税制という面から見ると、ほかのどの政策よりもそういうことが国民合意を形成する上で大事なことでないだろうかという気もするわけでありまして。

そしてまた、前の同僚議員の御質問の中でも、大臣の御答弁で、今第一段階、次の第二段階というふうな意味合いのお話もございましたが、むしろメーソンの仕事は後に残っているというのが率直な状況であると思えます。これから五年、十年、あと十二年で二十一世紀、そしてまた高齢化社会のピークにかかってくる、どうしたらいいのか、議会でいい議論をしながら国民の皆様の意向を代表しあるいは世論を誘導するという役割も果たすべきであらう。その間に意見の対立または激しい議論も、お互いに尊敬の気持ち、信頼感を持つながら激しい議論もされるということも大事なことであらうというふうに思うわけでありまして。

いづれにいたしましても、この国会が終わりますして間もなく新しい総理、新しい大蔵大臣、新しい税調会長ということになるわけでありまして、その先どうなるのかという具体論の意味ではございません。しかし、そういう意味合いの手順あるいは方法というものが与党からもまた私ども野党も考えてやるべきでないだろうか。幸いにして、これは座長責任でという形で出された中間報告で、十三名一致してという形には残念ながらもなっておりますけれども、協議は打ち切らない、協議は続行していくという意味合いのことが議長への中間報告の中にも出されているわけでありまして、その辺はそういう趣旨で大臣もよろしいの

でございましょうか。

○宮澤国務大臣 ただいま伊藤委員が御指摘のとおりと存じます。

○伊藤茂委員 幾つか具体論に入りたいと思えますが、こういうことが一つあります。

実は、あの与野党協議の中で、社公民でありましたが、私どもの立場から簡単なペーパーで提案をいたしました。具体論は別にいたしますが、そのときの発想は、今後の税制改革は大きく言って二つのステップと申しましょうか、二段階をとつたらどうであらうか、シェー・マチックに割り切るわけではありせんけれども。メーソンのとして、第一段階では徹底的な不公平是正というものを考えよう、第二段階では、その上に立つて高齢化社会その他非常に大きな問題をどうやったらいいののかというのを考えよう。

なぜ第一段階というものを考えたかと思えますと、先般の総理府でしたか政府がおやりになった世論調査やさまざまなマスコミ機関のおやりになった世論調査などを含めて見まして、大体八割が不公平感を持っているという非常に異常な数字が出てくるわけでありまして、数字で見ますと日本の国民の税負担率というものは諸外国と比較して決して高いレベルではありませんが、しかし不公平感の方は異常に高い。私は、近代国家としては非常に異常な形といえますか、異常な形だろうというふうに思うわけでありまして、税の哲学はタックス・アンド・デモクラシーでありますから、そういうものをどうしたらいいのかということをもまず解決をしなければならぬ。そうでないと、どのような案をどういふところから出してもアレレギーばかり起こってくるというふうなことになるのではないだろうか。税に対するところの国民の信頼感、また必要な社会の会費を公平に納得がいて負担ができるのだという意味での安定した認識を形成させることが先ではないだろうか。金額でどういふ試算は、非常に多く計算なさる方々もいらつしやいますし、手がたく計算なさる方々もいらつしやいます。銭目のこともあります

れども、それ以上にそういうことが大事なんではないだろうかと思つて実は私は考えたわけでありまして、そういう垣根を越してといひますか、そういう一つの段階の努力の上に、高齢化社会という非常に大きな問題、どうやって知恵を絞つてみんなど考えたらいのかという、単に税の負担という意味だけではなくて、これは将来社会の国民合意を形成するというふうな論理もあると思ひます。そういう意味で二段階を考えたわけであり

具体論としては、私もいろいろものを勉強させていただきました。与野党協議で出した簡単なペーパーもございまして。そのバックグラウンドには、世上幻の野党案と言われているもの、それが正式名称みたいになつてしまいましたが、それが野党間でも公明党さん、民社党さん、社民連の政策責任者で随分長いこと勉強いたしました。そのときも、私も正直言ひまして、さまざまな意味で、与党・政府と比べたら私も野党は、政策あるいは能力の面でもあるいはさまざまなデータあるいはそれを勉強するマシンと申しましようかシステムと申しましようか、そういう意味でも残念ながら非常に大きなハンディキャップを現実的に持つております。しかし、そのハンディキャップはあるけれども、何かやはりオルターナティブを提起できる努力、勉強はしなくてはならぬ、これが野党としての今の大きな使命であらうというふうに思うわけでありまして、そのときも話が出たのですが、今は亡くなったスウェーデンのバルメ首相が、スウェーデンの総理のときに、オルターナティブがあつてそして初めて民主政治、民主議会である、与党に比べて野党は大きなハンディキャップを持つていて、そのハンディキャップがないように野党の立法調査費は与党の二倍としますというのをバルメさんが提案をして議会で決めたのです。今は自民党にそんなことをお願いするつもりはございませんで、将来もし私どもが政権をとることになつたら野党の方にそうしたいと思ひますけれども、それは雑談ですが、そ

んな気持ちでやりたいという気持ちを込めながら二段階というものを考えたわけでありまして。単に税のやりくりとかあるいは単年度の収支とかという意味ではなくて、一つの今後税制改革に取り組むという意味から言ひましたらそういうことが妥当ではないかなというふうに思つておるわけでありまして、いかがでございましょうか。

○宮澤国務大臣 御指摘のように、税というものはすぐには反対給付を伴つておりません。したが

いまして、よほどそれは公平、公正でありません。と納税者から協力をせよというところが難しい。したがいまして、政府も、税制調査会におきまして、この点も伊藤委員の御指摘のとおりであると思ひます。

○伊藤茂委員 そういふ中で、また野党間で勉強した中で話題となつたこと大蔵省に対する要望が実はあるわけでありまして、まあ大臣というよりも大蔵省の皆様という方がいいと思ひます。先般私の先輩議員の堀田雄議員の方から本会議で激しい、手厳しいお話がございました。私は気持ちとしては非常に共鳴するのです。これはどういふ意味かと申しますと、やはりこれらの税制を考へる場合に、ちよつと厳しいことかもしれないけれども、やっぱり税制問題の言うならば専門家、税制問題のベテラン、職人的なことだけではいけないんじゃないだろうか。それは主税局だけではないと思ひます。ほかのところにも言えると思ひます。要するに社会の動き、社会全体の状況、そして国民の皆さんに納得をいただける発想というものをどう持つたらいのか。いろんな意味での勉強やら議論やらやつて幅広い視野の中

各官庁を見ましてもそれぞれいろいろあります。経企庁なんかでも今度ばかりからお帰りになつて経済研究所の所長になられた吉富さんとかいろいろ非常に幅広いエコノミストがいっぱいいます。時々おもしろいお話を伺ったり議論をするのですけれども、やっぱりそういうものが特に税、財政という政策全体の中核部を占めるところに求められるというふうなことではないだろうか。そういう意味での努力なり勉強なりあるいは人材の配置というか、求められる時代ではないかというふうな気がするわけですが、話題となった御本人、いかがですか。

○水野政府委員 私ども、御指摘のような観点に立つて、税の世界だけにとどまる議論でなくて幅広い視野から検討を行つてまいりたい。また、行つてきているつもりではございますが、なお私どもとして考える範囲におきましては不足している面もあらうかと思ひます。十分心して今後対処してまいりたいと思ひます。

○伊藤(茂)委員 まあそういう人材のある大蔵省でなくちやならぬということはお互に大臣の方が痛感されていることかもしれません。

やや具体論に入りまして、今後のことをお伺いをしていきたいというふうに思ひます。

一つは、二段階という意味合いのことを言われておりますけれども、今度の税法の中でも第二段階に關するところの部分は出されないということに經過上なつたわけですが、そういうものを一つは手順の問題があるんだと思ひます。恐らく六十二年度の税収も相当好調に推移をするのではないかと。何か新聞では空前の増収なんというところを書いてあるのを見ますけれども、これはまだ三カ月、四カ月しかわかつておりませんから最終決着がどうなるかということはおわかりませんが、そういう中で次の税制をどう考えるのかというふうな客観的な事情もあるかもしれせんし、それからとりあえず来年度どうするのか、あるいはこれから

二年、三年後にどうするのかというふうなことも出てくると思ひます。しかし、今度売上税問題の經過を見ましても、手順の持つ意味というのは非常に大きいんじゃないだろうか。

二、三日前に新しく出た本で橋本徹さんと山本さんという方がお書きになつた「日本型税制改革」という本がございまして、この経過のことを早くも総括をして本を出されておりますが、それをお読みして、この経過の中で振り返つてみて欠陥と感ずることについて、あまいな理念とか、それからさまざまなデザインの面ですさんであつたとか、あるいは個別の税制の面でのデザインのま

ずさとか、それから公平、特に垂直公平を考慮してないという意味でのマル優の一律分離の採用とか、あるいは経済、内需その他全体のインパクトがどうなるのか検討が不十分だったのでないかと、いろいろなことが掘げられております。

私もそれを読んでみたんですが、やっぱり世上言われておりますように、この間の教訓として、拙速あるいはさまざまな特例その他を含めて内容がわかりにくい、さらにはまた、これが今求められている日本の経済の方向との関係がどうなるのか、その面で矛盾があるのではないかと、幾つかのことが言われているわけですが、特に今後どうしていくのかという手順の問題が非常に大きな意味合いを占めるんじゃないだろうかというふうに思ひます。

特に、そういう意味で言いますと、売上税は廃案となつております。そういう中で大型間接税の導入を急いで考えるという状況にも私はなと思ひますし、手順という面から見て今後どのような姿勢が考えられるべきだろうかという感想を大臣に伺いたいんです。

○宮澤国務大臣 衆議院議長のごあつせんによりまして税制改革協議会が発足をし、今後この全体的問題について検討を続けていかれるということとを、先般も、座長個人の御見解ではありますけれども、そういうふうに出ておられます。とい

うことになりますと、政府といたしましては、そのような経緯から、今後の税制を考えることにつきては税制改革協議会の御意向並びにその御検討の推移を見守らしていただくということが何としましてもまず政府としていたすべきことであらうと思ひます。あまいな経緯で発足をしておられますから、その御検討を無視して、政府はこう考える、こういう案というふうなことを勝手に申していいことではないことは明らかでございますから、一定の期間の中で税制協議会がぜひ全体の問題について御検討を願ひ行くべき道をお示しいただきたいと念願をいたしております。

ただいまの政府の立場は、今回の所得税改正案が、御修正があるかと存じますが、仮に施行されるといたしますと、今年度は歳入剰余金等々で、多少足りませんけれども、何とかやりくりをしてまいります。明年度になりますと、これはまだまことに足りりいたしません。実はどうやって税源をつくるかということがたいまのところわかつておりません。税制そのものの中での、例えば利子課税等々は簡単に歳入になつてまいりませんから、それに大きな期待をかけることはできませんので、したがって、所得税そのものは

いわば余り大きな新しい財源を伴わないというふうに考えなければなりません。と同時に、法人税が、伊藤委員がよく御承知のように、いわば減税部分だけが前国会で成立したような形になつておりまして、政府としてはそれに見合うものとして引当金であるとかあるいは配当課税についての措置であるとかいろいろ考えておりましたのです

が、その方は成立いたしましたけれども、法人税も減税部分だけが、つまり税率引き下げ部分だけが現に実行されておる。両方から考えまして、このままでございまして、明年度はこの減税部分だけが續いて施行される、それについての税制面からの税源というものは今の段階では新しくは考へられていない、こういう状況でございますので、税制改革協議会におかれましても、その辺のことも御賢察の上で、なるべく早い時期に基本的な方向をお示しいただきたい、政府としてはしばらくその御検討の推移を見守る、こういうことであらうかと存じております。

○伊藤(茂)委員 そういたしますと、売上税は廃案となりましたが、こういうたぐいのいわゆる大型間接税は、この春の国会の経過の中でも六十二年度はできない、六十三年度は、間もなく政権交代ですから、とても準備をし世論の御理解をいた

だいて提起をできるような状況にも現実にはないというわけでありま。六十四年度にはとか六十五年度にはとかいう話もマスコミではちらちらあつたわけですが、こういうのは、できなかつたものを急いでまた考えなくちやならぬというイメージではなくて、やはり新たな姿勢のもとに中期的にもさまざまな検討をしながら、また与野党協議の状況なども考えながら慎重に対応していくというふうなことでしようか。

○宮澤国務大臣 これは二つ問題がございますのは、ただいま申し上げましたように、現在の、現在のの申しますよりは、ただいま御提案してありますことを基礎にいたします所得税の減税というものは明年も續いていくことでございまして、法人税もそうでございますから、それに見合う財源をどうするかという問題が第一にございまして。

それから、将来の問題といたしまして、税制改革協議会において、この所得税並びに法人税、政府は、今回のいわば第一と申しますかその部分でございまして、本来将来像は前国会で申し上げましたように持っております。現在も気持ちの中では持つておるわけでございますが、そのようなことが必要であると税制協議会がお考えになるかどうか。もう減税はこの程度でいいんだとお考えになるのか、あるいは将来像はやはりこうでなければならぬとお考えになるのか、その問題が次にあると思ひます。そのいかんによりまして、それならばそれに対応する財源をどういうふうに求めるのかということをお考えになるのか、こういつたような幾つかの問題があらうと存じます。

政府としての考えが全くないというわけではございませんけれども、通常国会のあの経緯を考えると、同じようなことをもう一遍御提案できないことはもう明瞭であるのでございまして、やはりそこは税制改革協議会に御検討いただいて、相なることならばなるべく早い時間の中で方向をお示し願いたい、こう思っておりますのでございまして。

○伊藤(茂)委員 そういふことで申しますと、所得税を今まさに議論しているわけでありまして、また書記長・幹事長会議の経過というものもあるわけでありまして、二兆円を当然今実現すべきだといふのが私どもの主張でございまして、これは現実的にも可能であり正当なものではないかといふように考えているわけでありまして。一兆五千四百億円といふふうな与党の回答になっている、当面はそういう状況にありますけれども。

当初通常国会に政府が出されました、思い切つて簡素化をしていく、それからサラリーマンの一生、ライフサイクルの中で二つ三つの段階ぐらいてはこれは可能となるという、これは一つのリーズナブルな方向であらうというふうに私も思います。私も社会党も六段階ぐらいにしたいらいいのではないかといふふうな政策を持っているわけでありまして、近い将来にいかの時期にこういうものは実現したいというお考えはそのとおりなのか。それから、それを持つていく手順あるいは方法、そのための財源、全体構造などは先ほど来大臣がおっしゃっているような手順で考えていく、そういうことなんでしょうか。

○宮澤(昭)大臣 所得税を中堅サラリーマンを中心にライフステージで二つ三つの税率で全体もできるだけ簡素化するということにつきまして、は、税制改革協議会の中におかれまして、今伊藤委員の言われましたように、根本的な考え方としては、大きな方向としては御賛同いただけるのではないかと私も思っておりますし、政府はなおそれがやはり好ましいことだと考えております。もう一つは、法人税については、この節は世界ど

こでも本社を置くことができますので、やはり税率の国際的な比較ということも考えなければならぬ、この点についても御賛同いただけないものであらうかと考えております。そこまでのところは恐らく税制改革協議会も多かれ少なかれ同じラインでお考えいただけるのではないかと思うにつけてまして、その部分の根本改正というものはできる可能性が高い。

ただ、現在の財政状態もあり、その他いろいろございまして、さてその上で税制改革全体としてのこれに見合う財源等々について、あるいは議長も直間比率といふことを言われましたが、そこらのことについて税制改革協議会がどういふふうにお考えになられるのか。前半分のお話だけでは、実際に実行する段になりますと、ただいまの財政ではちよつと耐えていけないといふふうな考へるものでございまして、その辺のところを税制改革協議会がどうお考えになるか、それは私どもとしてはしばらく御検討の推移を見守らしていただかざるを得ないのかなという感じでおるわけでございます。

○伊藤(茂)委員 大臣、そこところは税制協議会の中でも残念ながら平行した状態で終わつちやつたのですが、私どもは、六十二年度の減税構造を決めまして、しかし財源が当然必要ですと、これは当然のことです。何か食い逃げは困るみたいなことがあつたのでしようか、うちの堀委員も同僚議員も指摘をしておりました期限の一括法案とか、さまざまなことがあります。私もまあいふのを聞くとちかんとくるのです。もし野党が減税だけ実現をして財源については食い逃げをしたといふようなことがあつたら、野党が猛烈と世論から批判をされるだろうと私は思います。また、一人の議人としての責任からいって、そんなことは夢にも考えないといふのが当然のことだろうと私も思っているわけでありまして、そういう意味で、実はあわせて論と引き続き論との対立になりまして、私どもの方は引き続いてでありまして、六十二年の構図を決めまして、議会その他

の都合もありますから早目にやろうではありませぬか、同時に十項目の検討課題を私どもは出しまして、引き続き即やりますよう、そして責任ある役割を果たせるように財源の手当てを考えましよう。ところが与党の皆さんの方はあわせて論でありまして、減税のあれと同時にあわせてどういふもやってもならぬと云々困るといふようなわけで、何となくえらく違ふような違ふような議論を何回も実は繰り返したといふふうな経過があるわけでありまして。

その辺は経過ですから別にいたしまして、ちよつと今大臣がおっしゃつた中での直間比率の問題ですが、議長裁定の中にも、直間比率また高齢化社会に備へといふ言葉がございまして。この意味合いをどうとらえるべきなのかといふことですね。私どもそれは実は私どもも考へ方がある、後ほどそれは申し上げたいといふふうな思つておりますが、何か新聞でちよつと読みましたのが、今まで歴代大蔵大臣、特に竹下さんが典型的でありましたけれども、直間比率といふのはアブリオリに考へるべきものではない、結果であつて、結果として直間比率の数字が出るのだといふことを、歴代大蔵大臣、大体同じ趣旨を御答弁されてきたのです。これはちよつと新聞で読んだだけで正確ではないのですけれども、宮澤大臣、ちよつと違つたニュアンスの御発言をされたように新聞で読みましたが、その辺はいかがお考えでしょう。

○宮澤(昭)大臣 私事務当局からはよくいふふうにいひば教えられておるわけでございますけれども、ただ、客観的に見まして、直接税が七〇以上である、間接税が三〇以下であるという状況そのものは、我が国のようなこれだけ所得水準が高く、かつ格差が少ない国では、殊に老齢化していくとすれば、将来の若い人の負担のことを考へますと、やはりこれは何か考へなければいけないのではないかといふ問題提起は別に間違つていないことではないかといふふうに私は思つております。あえてその伝統的な、そのような考へに反対

するとか挑戦するとかいふことではございせんけれども、現状といふものはやはりこれでいいわけではないのではないかと一気持ちを持っております。

○伊藤(茂)委員 いや、私は何も在来どおりの方が絶対正しくて変えるのがおかしいという意味合いの質問ではありません。やはり税制論議みたいな話は話なんぞ、大事なことは、国民の皆さんに、中身としてどういふデザインをするのか、またどういふ御負担が一番正当なのかといふふうな問いかけなり。また国民の皆さんにそういうものを語りかけていくことが大事なのではないでしょうかといふ気がいたします。ただ、私どもからいいますと、従来の大臣の答弁といふのは非常に論理でありますから年じゅう言っているわけでありまして、やはり中身でどういふことを出していくのか、国民にどういふ御理解が得られるのかといふことが私は大事なところといふふうな気がいたしております。

幾つかの個別のことを引き続きお伺いしたいのですが、利子課税の将来ですね。今のマル優の問題につきましても、私ども何遍考へてみてもなぜ今マル優なのかといふことは理解できません。それはまた別にいたしまして、具体論なのですが、大臣は、将来総合課税へのトライをしなければならぬ、さまざまな努力をしなければならぬ、またあり方論としてそれは筋だといふようなことを言われているようにあります。総合課税といふのは大事なプリンシプルであらう、マル優の問題で一挙にむしろそれを崩そうとしているのではないかと、いふことを私どもは指摘をいたしているわけでありまして。

総合課税の方向が大事だといふならば、いろいろな意味での努力あるいは勉強は大蔵省はすべきではないかと私は思います。例えばキャピタルゲインとか株の売買益の課税の問題にしても、前から政府税調の方でも、本来原則非課税ではなく原則課税が望ましいといふ言葉はいつも書かれておりました。お念仏のようにその言葉が書かれてい

るというわけでありました。そしてまた主税局長の答弁では、究極的にどうか、将来考えていきたい、検討していきたい、しかし今は段階的に有取税とかあるいは何万株、何回とかというふうな形で考えていくというふうなわけでありましたが、これは将来のことをお念仏で言うだけで、実際には近づいていかないということになると思います。

総合課税がある意味でのプリンシプルだということ認識ならば、そこに向けてのチャレンジ、さまざまな勉強、さまざまな具体策の検討あるいは広く知恵を求めることをやるべきではないだろうか。例えばアメリカの場合の株のキャピタルゲインに

いたしまして、レーガン税制改正で短期、長期というものを一本化した税率で執行されているという状況があります。確かにカード制その他の問題、セキユリティー・ナンバー・システムなどの問題もあります。しかし、そういうことを無理だ、難しいということでもほうほうっているのではないかと感じます。そのわけでありまして、大蔵省の中でも真剣にそういうことの取り組み、研究あるいはさまざまな審議などを開始する、着手をするということがやられるべきではないだろうか。そうでないと、総合課税が望ましい原則だとしても、これもいつまでもスローガンで終わってしまうことではないか、今までの状況は怠慢ではないかと思いますが、水野さん、どうですか。

○水野政府委員 キャピタルゲイン課税につきましても、これは本来総合課税がその姿としてあるべきものであるというところは私も思っています。ところでございまして、ただ、株式を中心とした有価証券取引につきましては、その流動性と申しますか、匿名性と申しますか、そういう点からいたしまして、これを現実的に公平な総合課税を実施するということになりまして、その取引の把握、その取引の背後にある取得価格の捕捉、そうしたことも含めまして実質的にどこまで公平な課税が確保されるか、その点につきまして数十年前来いろいろ検討が行われてきている。昭和二十八年

にキャピタルゲイン課税を原則非課税にいたしました。同時に、その背後にある租税力に着目して有価証券取引税を課税するというところでやってまいっているわけでありまして、その有価証券取引税の税率、株式について申し上げれば万分の五と申しますのは、世界の先進諸外国の中では最高の水準でございまして、こうしたことからいたしまして一兆四千億に上る税収は確保されておる。しかし、そうした実質的な結果につきまして納税者の納得が得られているかというところ、これは得られているとはどうも思われないわけでございます。

こうした実情を背景といたしましてどのように総合課税への方向を目指していくかということでございます。これは、委員御指摘のように、累次の税制調査会の答申は原則課税の方向を目指しつつ漸進的に進めるといのが従来の方向でございまして、そうした方向の中で継続的取引の範囲の拡大等に努めてまいっているわけでございます。が、こうした方向で続けておいて納税者の納得をどこまで得られるか、この点につきましては、私も御指摘は十分わかるわけでございます。税制調査会の答申にもございまして、把握体制の整備を進めながら何か勉強をしなければならぬ、こんなふうに思っているわけでございます。

○伊藤(茂)委員 在来型の答弁でございまして、大臣、こういうことがあるのです。この間、外国の人の、ちよつと名前を忘れましたが、税制のことを書いてある本を読んでおりました。株式のキャピタルゲインのことが載っておりまして、こういうくだりが書いてありました。これは税制で例えれば今の有取税の方が少ないのか、キャピタルゲイン課税をきかんとやった方が多いのか、これはいろいろあるというのです。それは確かに株式の時価総額の低いときもあれば低いときもあれば高いところがあるわけですから、あるいは株式ですから常に流動的ですね。それはあるというのです。現在原則非課税という中で別途考えている方法の方が金額が多いと言え

ば言えるかもしれない。しかし、株のキャピタルゲインに対する課税のルール、システムをきちんとするということは、税の公平のシンボルとして大事なんだと。確かに、片っ方は非課税貯蓄が原則禁止になる、片っ方はどうなっているのか、これはやはり国民の意識形態からして理解が難しいということだと思ふのです。ですから、銭目のこともあるけれども、それ以上に税の公平のシンボルとしてこのことをやらなければならぬ、たしかアメリカの学者だったと思いますが、そういうことを書かれておりました。私はそういうことも大事だろうと思ふのです。

そういう意味からいいますと、確かに政府税調なりあるいは税務の実務という面から見ますと相当難しい技術的な問題にトライしなくてはならぬ、あるいは今までの日本の経験では未知への挑戦という面もあるかもしれません。大変なことだろうと思ふます。しかし、やはりそこに正面から取り組むという姿勢が国民の税に対する信頼感を得る意味でも大事なことはないだろうか。確かに技術的その他の難しさということもあるかもしれませんが、しかし、それがあから先送りをする姿勢ではなくて、それに正面からトライしてやるのだということが大事なのではないだろうか、そのアメリカの人の書いた本を読みながらそんな感じがしたので、そういう姿勢論としてどうお考えになりますか。

○宮澤國務大臣 それは筋道はやはりどうしても伊藤委員の言われるとおりになると思ふます。ですから、そういう努力を社会の受け入れるような方法で続けていって、そういうキャピタルゲインというものもこれだけ課税になっているというところがやはり税の公平感というものを助けるのに役立つ、筋道はもうそのとおりと思ふます。

ことをぜひ真剣にやっていただいたというふうな思いをしますし、私もさき申し上げたような野党精神でいろいろの意味での勉強を今後ともやっていきたい。この前、春の段階で四野党の幻税制案というものが出ましたけれども、もう事態がここまで来ますと、私もまた勉強し直して、幻税制案パートツーか何かをしなくちゃならぬというふうにも思っているわけでありまして、そういう中에서도ぜひ政府にも刺激になるようなことをやっていきたいというふうに思っております。

あわせて、土地の課税の問題、これは勉強すればするほど非常に複雑な面があります。土地対策全体と土地税制と絡み合つて非常に複雑で、それから、今までのシステムの改革その他ではないのか、相当思い切った考え方の転換も必要ではないかというふうな意見があります。私有権制限なんて発想もありますけれども、私も、何か行政的、権力的に私有権制限と、法律で決めてやりますよというふうな方法論は妥当ではないのじゃないかというふうな思っております。非常に多面的な面を持った難しい問題であります。これにも真剣にチャレンジをしなくてはならぬというのが今日の課題だと思ふます。

ただ、政府税制調査会の最終答申でしたか、読んで思ったのですが、あの中には戦後の経過が書いてございました。戦後の経過の中で、土地対策を税制のところにシフトして持ってきた、そして、さまざまな税制緩和を通じて土地問題、特に供給面の解決を図ろうということが中心になってきた、そういうことがずっと積み重なってきた、今の状態でございます。非常にいびつな形が出てきて、それが土地問題の解決にそれではやってきたことが効果を果たしたかといえ、これも非常に疑問だ。非常に疑問だとは書いてありませんけれども、そういううまいなことが書いてあります。同時に、税制の面から見ても、あるべき課税対象が非常に制限をされてくる、制約をされた状態になってくる。両面で問題になってくる、ですから正面から土地問題、土地政策に取り組まな

なくてはならぬ、同時に、社会的にこれがリーズナブルであり公平だと思われよう。な税制を考へなくてはならぬというやうなことが書いてございした。そういう意味から言いますと、今度の提出されてる法案の中でも、十年を五年とかあるいは超短期とか、短期的には何らかの意味合いがあるやうなところがあるけれども、政府税調でも出している答申からいいますと、まだまだ小手先の話というやうな感じがいたしますが、その辺はどういうやうな認識でおりますでしょうか。

○水野政府委員 土地問題は二十年間常に大きな問題として提起されてきたところでございまして、昭和四十四年の改正でかなり抜本的な土地税制改革が行われておるわけでございまして、その時点におきましては、二年ずつを切りまして、譲渡所得課税につきましては一律分離課税を導入して漸次その税率を高めていくという方式をとったところでございまして、これが当時の金余り現象とも相まちまして相当な土地の売却が出たわけでございまして、一方、それは法人がやたらと土地を買い占めたのではないかと御指摘もあり、かなりいろいろ御批判があったところでございまして、したがって、その期限が参りまして昭和五十年以降におきましては、一定金額以下を比例分離課税にし、一定金額以上のものは総合課税にするという方式で参つておるわけでございまして、その後、昭和五十七年に至りまして、この時点で長期、短期課税の分岐点を見直すなど、相当大きな改正が行われております。

しかし、土地問題につきましては、税制も相当な役割を果たすものと思われまして、税制も、税制の背後にありまるところの土地問題それ自体、土地政策それ自体といったものがやはり基本ではないか、土地税制として大いにその機能を発揮すべきではございまいしやうが、基本となる土地政策等々からすればやはり補完的なものとどまるのではないかといたつたのがこれまでの税制調査会の基本的な考え方の方でございまして、その時点そ

の時点で土地税制につきまして非常に御期待が寄せられる、その時点におきましてそれぞれもろもろの施策を講じてまいつておるところでございしますが、それが果たして基本的にそうした政策の方向に結果的にどのような貢献したかにかつてございまして、いろいろ指摘があるところでございまして、もう少しじっくりと土地税制そのものにつきましても検討がされてよい面もあるかとは思つたのでございまして、土地問題の緊急性というところから常に何かを背負うことになりまして、その場その場でやっております。そこらの点につきましては、今後もう少し時間をかけて検討すべき点もあるのではないかと、あつたのではないかと、これが私どもの実感でございまして。

○伊藤(茂)委員 そういふレベルの話をしても土地問題は解決しませんが、結構でしよう。ちよつと主税局長に、来年度の税制改正、いずれにしても新内閣、新税調となるでしよう、具体論はそういう新しい責任のもとで展開されるというところになるわけでありますが、税の担当者の立場から展望としてどうお考えになるのかという意味合いなんです。

一つは、六十二年度の税収、さつきも申し上げましたようにまだ三カ月分、四カ月分しか数字は出ていないと思つて、確かな手がかり、結論的な見通しはできないかと思つて、新聞で言う「空前の」という表現は別にして、相当大きな規模が確実に予想されるという状態ではないかと思つて、それは昨年の秋の補正で一兆一千億円でしたか減額補正をいたした。そして二兆四千億円の税収増が生まれたという結論になつておりますし、一兆一千億円の税収減の補正がけたら、六十二年が組まれておるというわけでありまして、そういう経過からしても相当の増収が見込まれるというところになると思つて、ですから、今度の減税問題など、その分野の枠内での必要な新財源手当てと申しましようか、そういうことだけではなくて、今後六十二年度、六十

三年度、経済動向、税収見込み、そういう構造をベースにして来年度の税制のあり方も考えるという発想があるべきではないかと思つて、担当者としてはどう思ひますか。

○水野政府委員 まさに御指摘のやうに、六十三年度におきまして、ただ目前のいろいろなつじつまを合わせるというところでなくて、基本的な税制のあり方について検討を行い、必要な方向を打ち出していくということは必要なのでございまして、ただ、現時点におきましては、とにかく現在御提案申し上げておりますこの法案を御審議をお願いするということとでございまして、また先ほど大臣から申し述べました税制改革協議会は今後協議を続けられるということとでございまして、残された問題につきましてはこの協議会の御審議をなお注視してまいるところでございまして、現時点で六十三年度以降の問題につきましては私どもから申し上げるのは極めて難しい環境にあるのではないかと思つておるわけでございまして。

御指摘の税収等の動向につきましては、既に御案内のやうに二兆四千億円の増収がございしました。したがって、御指摘のやうに六十二年度の税収と申しますのは、そもそも予算額は六十一年度決算額を七千億近く下回るという結果にはなつておるわけでございまして。ただ、六十一年度の租税の弾性値は二・一五というふうなところの数値をとり始めまして以来の高位の数値になつておりますので、この税収の中には相当一時的な要素が多いのではないかと申すわけでございまして。こうして六十一年度の決算額が六十二年度税収に全く影響を及ぼさないというところは全くあり得ないことではございまして、それがどの程度実質的なこととなつて押し上げ、どのような税収が生じてくるかは、いましばらく様子を見る必要があるわけではございまして。まだ六月というのはいまだ一カ月だけのものではございまして、今後の経済の動向ともあわせまして十分これから注視してまいらる必要があろうかと思つておるわけでございまして。

○伊藤(茂)委員 主税局長としての標準的な答弁

だらうと思ひます。先般の経済白書を見ましても、構造調整とか転換期とかいろいろ書いてありますけれども、流れとして一つの方向づけがあるいは一つの方向づけへの動きとかという意味合いのことが書かれております。経企庁の方も景気底入れ宣言ということになっております。マスコミでは連日宣言であるというやうな評論もなされております。主税局長とされても手がたくやうな答弁をするのですが、六十二年度の進行の過程の中でそれとはえらく違った状態になるかもしれないし、むしろそういう方向づけの方が強いのではないかと。その辺の考え方がさつきも申し上げた経済社会全体の幅広い動きを勉強しながら税制を考へるというところの視点ではないだらうかという気がいたします。そういう視点を持つて考へるべきではないか。

この間、新聞を見ましたら河本さんが経済の見通しのことを語つておられるところがございまして、それを見ましたらこういう状態が三年ぐらひ続くという見解を述べられておりました。確かに法人税に關連いたしまして、産業構造も変わつてまいりますから、今と同じ構造で税収が入るのではなく、いろいろな変化が当然ある、あるいは消費構造でもいろいろな変化があるというふうなことであらうと思ひます。そういうエレメントが入るのは当然でありますけれども、傾向としては河本さんが言われたやうな見方が妥当なのかなというふうな気もするわけであります。そういう面では、例へば通常国会に出されてこの臨時国会では出されなかつた幾つかのテーマ、売上税は当然ですが、そのほかの問題があります。賞与引当金とかさまざまな引当金の圧縮問題とかワインの問題があります。これもECとの関係がありますから、そういう国際的な条件も含めて考えなければならぬと思ひます。売上税は別にして、通常国会に六十二年度税制改革として提起をされ、そしてこの短い臨時国会で幾つかのことだけ処理しようとしておる。残された問題、その辺は主税局長としてはどういふことが必要であるのか、

どんな考えをお持ちですか。

○水野政府委員 私どもとしては、ことしの二月にお出した売上税を中心とした間接税の見直しの問題、それから法人税率、国際的な動向に合わせたその水準の適正化といったことが当面の大きな課題であるということにつきましては、なおそのように考えておるわけでございます。ただ、この二月以来の国会の審議の状況、廃案になりました経緯、その後の税制改革協議会における御審議、こうしたこの半年間の経緯を十分頭に置きまして、今後それをどのように進めていくのかということが重要な課題ではないかと思うわけでございます。

また、ただいまお示しのように経済の動向が変わった、こうした状態が三年ぐらい続くのではないかと、そうした経済の動向の変化が税収の面にももちろん影響はしているわけでございます。こうした点は、昨年の秋からことしの春にかけてしるものもその課題を検討いたしました際の背景とは若干異なってきたという問題でもあります。そうしたものを背景とした場合に、税制改革の基本的な課題とされましたものもその問題についてこれから年末にかけてどのように考えていくのか、かなり大きな問題でございます。それとともに、先ほどから委員お示しの手順の問題は非常に重要な問題であらうかと思うわけでございます。こうした問題は大きな課題として私ども頭にあるわけではございますが、先ほど申し上げましたように現時点としては今御提案申し上げている法案の御審議をとにかくお尽くし願うのが最大の急務となっておりますので、大きな点につきましてはなおじっくりと検討をしておるというところまではまだ至っていないところでございます。

○伊藤(茂)委員 大臣に伺っておきたいのですが、今の六十三年度税制をどうするのかという問題もありませんが、今年度私どもはあくまでもマル優廃止は反対です。二兆円の減税は行うべきであると考えておりますが、いずれにいたしましても物理的にこの国会で何らかの処理がなされること

になります。それから、予算の面でも、先般シーリングが行われてまして、間もなく概算要求の締め切り、査定に入るという作業の方は進んでいくわけですね。そういうことの中で、この臨時国会で処理する事項などを含めて第二次補正の措置が当然とられなければなりません。これは新内閣になりますから責任を持ってどういうふうにするかとは言いにくいかもしれませんが、流れとしてあるいは財政運営の必要性として年内に第二次補正でも処理をすることが必要というふうな御判断でしょうか。

○宮澤國務大臣 そのような判断でございます。先般の御議決をいただきました補正予算は歳入面に全く触れておりませんものでございますから、年度の中で歳入面の整理をきちんといたしませんと、これはその問題を全部残してございますので、おっしゃるとおりでございます。

○伊藤(茂)委員 それは、間々あるように、来年本予算の審議の中で補正処理というものは違つた年内の処理をしなくてはならぬということでしょうか。

○宮澤國務大臣 いや、それは恐らく年度内でよろしいのだらうと思います。政策課題が別途ありますればまた別でございますが、一般的には年度内でよろしいのではないかと思います。

○伊藤(茂)委員 マル優のことでは伺いたいと思いますが、実は、与野党税制協議の中で、正式には報道されている話ではありませんが、軍艦論争というのがあったのです。それはなぜかといふと、売上税など六法案が廃案になったのが五月二十五日だったでしょうか、五月二十七日かだったですね、海軍記念日だそうでありまして、永永海軍大尉とかがいらつしやる。元海軍大尉ですね。現じやありません。バルチック艦隊が全部沈んでしまつた日だ。その日に売上税等関連法案が全部廃案になつて海に沈んだ。その日がまた中曽根総理の誕生日だそうでありまして、大変縁起深い日であらうというふうに思ふわけでありまして、そういう

うことなんで、マル優という船も海に沈んだ。沈んだ軍艦を浮き上がらせようとしたつて、それはマストも壊れているし、艦体も破損をしているだらうし、引き上げてもどうにも使い物にならぬ。また、期待を持つても、ナヒモフのように黄金があるかと思つたら鉛だつたといつたことになる。したがつて、沈んだ軍艦を浮き上がらせる、マル優号というものを浮き上がらせるのはやめましょうというふうな話がいふところであつたわけであり

ます。まじめな議論ですけれども、そういうユーモアでやることも私は大事なところであらうというふうに思ふわけですが、その中で与野党の方からおっしゃるには、そうですね、沈んだ軍艦はだめですか、それじゃ新形でいきたいと思います、新造船でいきたいと思いますという話があつて、それで旧政府案の再提出ではありませぬ改組新案という話があつたわけでありまして、出てきた中身は大体ほとんど前と同じというわけでありまして、これはまさに沈んだ軍艦ではないかというふうな言い合ひがあつたわけでありまして、経過からして私ども非常に理解がいかないのは、当初から財源としてマル優利子課税の問題ということが焦点になつていたわけではありませぬ。五回目でしたか六回目でしたか、そのあたりに、その会合の直前にサミットがございまして、大蔵大臣もいらつしや

つたわけですが、サミットの総会ですかの席上で中曽根総理がマル優のことをおっしゃつた。実は、そのときの数回の会合までには一通もこれは具体的な話になつていない、また具体的にテーマとしてもその名前が出されてないというわけでありまして、総理がおっしゃつたら、その次の会合のところに冒頭でマル優についての提起が与党からあつたというふうな経過になつてゐるわけでありまして。

ですから、私どもからいたしますと、野党共通の認識ですが、これは本当に税制改革あるいは当面する必要財源として最も適切なテーマというところから検討して出されたというのではな

くて、中曽根さんが有終の美を演舞するために、そしてまた、税制改革に糸口をつけて終える、税制改革の努力はすべて失敗したということでない終わり方をしたいということから始まつているのではないかと認議を私はせざるを得ないのであります。ですから、動機において不純という言い方を私どもはしつちゅうしているわけであり

ます。私どもも、必要財源として幾つか、十項目ですが、話題を提供いたしました。そして、それらのことは真実に議論をしたい。私ども野党が出したものが一〇〇%全部パーフェクトに立派なものだといふようなことまでは私は思つておりませ

ん。さまざまな問題があるであらうでしょう。しかし、やはり問題提起として受けとめていただいで、その中から減税財源を考えていくというふうには実は思つたわけでありまして。不純な動機であるとは大臣も申せないでしようけれども、そういう気持ちでマル優の話が始まつた経過を私は認識をしてゐるわけでありまして、ですからもとと余り愉快な気持ちではない話だといふわけでありま

す。今ごろなぜかといふふうな気持ちもするかも知れませんが、なぜにこのマル優という特定の課題が今出されなければならなかつたのかという認識ですね。協議の中でもそんな気持ちですつとやり合ひつてをしておりましたので、それが正當ではない、不純な経緯から起こつたのだという認識なんです、この法案に責任を持たれる大臣は

どのように御認識なさいますか。○宮澤國務大臣 その点は、私はどうも終始そういうふうな考えをまいらなかつたのでございまして、マル優というのは、これは所得税改正の明らかに一つの関連の事項でございます。そして長年富国強兵のためにあるいはまた資本蓄積のためにやつてまいりましたが、したがつて我々にとつては何かずつと当然の制度というふうに考えられた向きも多いと思ひますが、先入観を離れていいますと、一種の資産所得でございますから、それがなぜそんなに多額のものが、二百八十兆という

ようなものが課税の対象に元本となつていないのか。それも、特に社会的な配慮をする人々のものならともかく、だれでもである。しかもそれは金持ちほど枠をいっぱい利用できる。どうしてそういうことがお残っているのかということ、先入観なしに考えれば確かに問われてしかるべきことであろうというふうに考えました。したがって、社会的配慮を必要とする方々のためにはこの制度を改組して残す、それ以外はこれは普通に課税させていただくということがむしろ当然ではないのかというふうに私は考えておりまして、所得税の改正をお願いいたしますときにこれはぜひ御検討をいただきたいと考えてまいりました。

財源といひましては、それはいずれの日にかはかなり大きな財源になることを期待いたしますが、定額貯金のようなものもございますし、また、やはり数年はゆるゆる完全平年度化はいたさない。したがって、ことしとか来年とかいうのにこれを財源としてやりたいので持ち込んだということではございせん、むしろ所得税の一つの大事な要素として利子だけが課税を免れていいわけではない、こう考えておるわけでございします。

○伊藤(茂)委員　そこが私も全然意見が違ふので、六十二年度の財源としてなぜマル優を採用されるのか。これは六十二年度中に全然カウントされないということになりましたし、もともとカウントしたてでぐくわすかなこととでし、それから平年度分の一兆六千ですか、税収になるのは七年、八年後というふうな数字になる。そしてまた、これが本間に国民合意かと言へば、前国会の経緯からいしても、私も常には売上税、マル優、セッパで話をしたいわけでありまして、国民合意が得られていないと思いません。むしろ、今国民世論の中で、これは不公平だ、なぜこんな状況がありここに課税しないのですかと問われているのをやっていくのが筋ではないのかと実は私は思ふわけでありまして、この点は恐

らく完全にすれ違ひのままでこの議論が行われる。今の大臣の御答弁でしたら残念ながらそうならざるを得ないというふうなことであらうと思ひます。

ただ、書記長・幹事長会談のお話を伺いますと、合意の第四項でございましたが、将来これを見直すことを検討するでし、これを未来永久に断固これで行くのだというふうなことでない意味合いのことが言われていたやうであります。また、私も野党間で政審で勉強する中では、ある党によつては、三年時限立法、三年たつたら白紙という一つの枠をつくつておいて、その三年の間に言うならばほかのキャピタルゲインの問題その他を含めて徹底的に一遍勉強して、三年後には国民の御理解の得られる全体像の姿の中でスタートしたらどうかというふうなこともいろいろ語り合つた経過がございます。また、それらのことが与野党協議でも主張されまして、与野党代表の方からも、そういう議論を踏まえて一定の時間、一定期間の再検討を置いて次を考えると、いうことにはしなうかというところも二、三回そういう御発言もあつた経過が実はあるわけでありまして、私はそれらの中で思ふのですが、基本的には私もはけしからぬというふうにして思つてゐるわけなんです。

例えばこういう発想もその勉強の中にございした。今一人九百万、四大家族で三千六百万、財形を足せば四千万以上という枠があります。このこと自体が異常なんじゃないだろうか。例えば、日本国民が、標準家庭の人が五千万、六千万貯金する能力を持っているならその中で四千万くらいはこれにしようという現実がどこにもなかったわけですから、現実には貯金をする能力よりも枠の方がはるかに多い。普通のサラリーマンで四千万の貯金がありますかと言つたらとんでもないというものが大部分でありまして、いろいろな組合の集金なんかに行つて、あなたのところ月給一年分の貯金を持っている人どれくらいいるかと聞くわけですが、とてもとてもと言う。年収一年分ぐらいの

貯金は持ちたいな、そうすれば気持ちも非常に落ちつく、家族も安心するといふのだけれども、貯蓄動向調査の中の最多地域は二百七十万でしたか、二百万円ですね。大体二百万、三百万というのが平均的な状況ということになるわけであります。

そう考えますと、三百兆近くのものがあるのも異常だし、それから勤労者の生活にとつて四千万の枠があるというのにも意味では異常じゃないか。実態論で行こう。本心に守るべきマル優は、国民生活を見たらどうなのか。そういたしますと、家族一人百万がいいのか、あるいは一世帯三百万がいいのか、何がいいのか。デザインのしよはあります。デザインの仕方はあるけれども、これが実態に即したいわゆるマル優制度というもののじゃないだろうか。

それから目的にしても、時代が違ひますから前とは違ひと思ひます。昔は生活保護なんかいろいろな貯蓄奨励がかつたと思ひますけれども、これからの時代ですから、もっとお買ひ物ができるようにとか内需に資するとか、あるいは新前川レポートに書いてあるこれからの社会目標、豊かな生活の質とか、いろいろな意味での効果と目標設定といふのはあるんだらうと思ふのです。ですから、何か三百兆近いトータルの額、それは計算して利息がどうですかこれだけの課税対象があるんだという発想にそちらはなるわけでありまして、けれども、現実、実態論として考えてみたら、国民の望むあるいは望ましい現実とは何かといふものからする考え方もあるのではないだろうか。私は、これは大変に理あると言つてはなんですか、それ以上に多くの国民の皆さんには御理解いただける。おそらくそれが百兆になれば百八十兆ぐらゐるものは新たな課税対象になるということもあるかもしれません。ですから、そういうことも検討すべき課題ではないだろうか。

確かにそこで限度管理の問題が起きます。だけれども、例えばフランスのA通帳とかアメリカのシステムとか、諸外国の例を見るといろいろなものがありますね。例えば一人百万とか非常に単純な形で処理できる。本心に機械的に単純な処理ができる。いわゆるカード制その他難しい難しい、我々はやるべきだと言つてまいりましたけれども、非課税貯蓄利用者カードといふものを主張して、与野党の方は難しいといふようなお話だったので、それが、そんな難しい話ではない、極めて単純な方法論も発見できるのではないかと思ひますが、そういうアイデアといひますか、そういうお考えを評価いたしますか。どうお考えですか。

○水野政府委員　一つのお考えではないかと思ひわけでございますが、今回の利子課税の見直しは、そうした貯蓄奨励と申しますか、一定の利子所得はとにかく非課税にするというか、そうした政策目的が現在の時点でも果たして適当かどうか。こつこつとためた貯蓄、その背後にはこつこつと働いて収入を上げられ、それを貯蓄に回されたといふことであらば、その出発点の方のこつこつと働かれたときの勤労性所得の方につきまして負担の軽減合理化を行う、その結果としてのものでございまして、利子所得といひましては現役の方々につきましては一定の水準の御負担を願う、稼働能力の減退、消滅した方々につきましては貯蓄からの利子につきましては非課税とする、そうした仕組みが適当ではないかと御提案を申し上げておるわけでございします。

お一人百万円と申しますと、利子にいたしましては四％とすれば四万円、その二〇％でお一人八千円ずつの負担の軽減をまんべんなく行わしていただくということが、現時点におきましてもしそうした軽減が行われるのであれば、むしろサラリーマンの方の勤労性所得の方につきましては極力負担軽減を行わしていただく方が合理的ではないか、一方、稼働能力のなくなられた方の利子所得はそれなりに配慮を続ける、そうした方が合理的、適当ではないかということと今回御提案申し上げておるわけでございします。

○伊藤(茂)委員　水野さん、それは答弁はいいですけれども、そういう実態に合つた多面的なさま

ざまなアイデアなり、国民の皆さんのタックスペイヤーという立場にしたら、なるほどこれならば理解できるとか、いろいろなことを柔軟に考えて、そういう中から社会的合意の得られるアイデアや方法を考えていくということもぜひ少しは考えてください。

それから、最後に大臣に一つ伺いたいのですが、議長裁定の言葉の中に、直間比率見直しという言葉、それから高齢化社会という言葉がございました。将来のこととして一つの問題提起だろうと思いますが、なぜ議長裁定でそういう言葉が並んだのか私もよくわかりませんが、それまでは直間比率の見直しあるいは高齢化社会というふうな結びつけた議論というのは余りなかったわけでありまして、中曽根さんもそんな提起は余りなさらなかったと思うのです。しかし、現実的にそこに出されておりました、私は、こういうふうな物事の考え方、高齢化社会は必ずやってきます。高齢化社会という言葉はよくないで長寿社会と呼んでください、長寿社会という言い方をしてくださいます、要するに何か余り明るくない感じの高齢化社会というイメージではなくて、我々のあるいは日本の国民の責任としては、日本の持っているさまざまな大きな能力というものをもちまして幸せな意味での長寿社会という構想を考えていただきたい、また高齢者団体の方からそういう言い方をされましたけれども、それは別にいたしまして、私は、高齢化社会、直間比率の見直し、その意味合いは、大型間接税ということを経路的にとらえて、高齢化社会が来ます、お金がかかります、財源が必要で、大型間接税はありませんと、いう論理を短絡して展開をされるということとは非常に危険な、議論が混乱をすることになるんじゃないだろうかというふうな気がしてなりません。

副議長さんかにもときどきそんな話をするのですけれども、そんな議論をお互いにし合うのです、大事なことは、その間に幾つかの幅広く検討すべき大きな社会問題がある。例えば高齢化社会、今のシステムでいけばさまざまな負担がかか

るかもしれません。しかし、もっと幸せな長寿社会にふさわしい勉強、アイデア、あるいは努力をしなければならぬだろうと思います。

例えば医療にしても、今ターミナルケアが中心です。あの世へ行かれる前の一週間か十日に非常に多額の技術のお金がかかる面があるわけでありまして、プライマリケアあるいはホームドクターとかいうシステムをつくる中で、もっと安いコストでしかも非常にサービスのいい方法とか、いろいろなさうというシステムの開発が必要だろうと思います。年金にしても、今の単線型ではない複線型と言っているのか、いろいろ考え方も構想しなければならぬと思います。さらに、これは制度、行政ではありませんが、ボランティアとかいろいろな意味での社会の連帯も非常に大事なことでありまして、それらを含めて高齢化社会、長寿社会の何か知恵を凝らしたデッサン、デザインというものをどう考えていくのか、そういう大作業をやらなければならぬ。

また一面では、税制の問題でも、今のシステムのもとでお金がかかります、大型間接税にはなりません、ただでは何か理解がいかないので、さっき申し上げたような徹底公平、そして国民の信頼が得られる、それからさまざまな内外の面を含めまして、これからの時代にふさわしい税制はどうですかというのを国民に選択を求める。いろいろなことが必要だろうと思います。財政制度の面でも改革が必要だろうと思います。

考えてみますと、議長裁定の中で出た二つの言葉の中に非常に大きな問題、まさに二十一世紀に向けてみんなが考えなければならぬさまざまな大きな問題が全部つながっているのだという感じが受け取るわけでありまして、そういうことをさややかな勉強で考えますと、何か単純に、高齢化社会が来ます、ますますお金がかかります、それは当然でしょう、負担が必要で、したがって直間比率見直し、その意味合いは大型間接税という短絡的なことではない政治としての勉強、それから政策的な豊かさというものを、政府・与党にお

かせられましても、また与野党の議論なり野党の積極的な議論の中でもやっていくことが必要ではないだろうか。与野党協議の中でも、尊敬する多賀谷副議長さんとも言われました。お互いにA対B相譲らない、最後にはパワードということでは議会の権威は生まれない、お互いにそれを闘わせて、その中から苦勞しても汗を流しても何かを生み出して国民の皆様の役に立つ新しい芽をつくるといふのが議会の権威だということなことを尊敬する先輩から時々言われておりましたが、なかなかそうならなかったのは残念でありますけれども、それは別にいたしまして、いわゆる直間比率、高齢化社会というものを対して私はそういう考え方をもちますが、大臣はどうお考えでしょうか。

○宮澤内閣大臣 今言われましたことを私は決して間違いないと申し上げようとおるわけではございませんが、私も、こうやって生産年齢人口が今六・六人で一人の老人を支えているこの時点はよろしうございしますが、二〇〇〇年になれば四人で一人になる、二〇一〇年には三人で一人を支えるということはそのときの若い人には大変な負担であろう、所得税をどれだけ払ってもとも負担できないような負担であろう、老人の方は所得がなくなりますから、稼働能力がなくなる、そういうときには、老人でもやはりある程度の消費をみんなが薄く広く我が国の所得水準なら負担できるのでございしますから、今から考えておかないとそのときの若い人は困るのではないか、あるいは日本全体の社会が困るのではないかという思いが非常に強いのでございしますが、しかし、それは問題の一つのポイントでございします。まさに伊藤委員が言われましたように、この問題はいろいろな方面から考えていくべきだということは、私もさように存じております。

○伊藤(茂)委員 時間ですからこれで終わります。ありがとうございます。

○池田委員長 森田景一君。

○森田(景)委員 きょうは日本たばこ産業株式会社からお忙しいところを参考人に御出席いただいておりますので、たばこの問題から先に質問させていただきます。

たばこ消費税は、六十一年度で九千八百六十億円、六十二年度は九千五百八十億円が計上されておるわけにございします。地方財政計画でも、道府県で三千五百六億円、市町村で六千二百一億円、合計いたしまして九千七百七億円、国と地方を合わせますと一兆九千二百八十七億円という大変たくさんの消費税が納められておるわけにございまして、国、地方にとりまして貴重な財源となっておるわけにございします。

今回たばこ消費税の一部を改正するということがなっておりますけれども、まず改正の理由をお聞かせいただきたいと思います。

○水野政府委員 御案内のように、たばこ消費税につきましては、昭和六十二年の税制改正におきまして、売上税の創設とあわせてそれについての税率の調整の点を当初改正案として御提案申し上げました。また、それとの関連におきまして、昭和六十一年度税制改正で臨時的な税率の設定をお願いしておりました。これは売上税の創設とともに本則を含めて改正するという今申し上げた点と関連いたしまして、暫定税率と申しますかこの特別税率、特別措置はことしの十二月まで九カ月間延長するという点を御提案申し上げたところでございします。その後の経緯によりまして売上税は廃案となつてございします。で、売上税の創設に伴います税率の調整は今回御提案はいたしていませんが、一方、特別措置を九カ月間延長しておりますのは、一月一日からの売上税はなくなるわけにございします。この特別措置はさらに三カ月間延長させていただきますというのが今回御提案を申し上げ、御審議をお願いしております主な点でございします。なお、そのほか技術的な点について二、三、今回御提案を申し上げておる点もございします。

○森田(景)委員 今度の改正案は日本たばこ産業

株式会社にとりましてはプラスになるのかマイナスになるのか、その辺のことについて御説明をいただきたいと思ひます。

○田口参事人 たばこ産業の田口でございます。参考人として事情を御説明させていただきます。

御承知のとおり、昭和六十年四月に私どもが従来やっておりましたたばこ専売制度が廃止になりました。専売納付金制度がなくなりました。そして、そのかわりに消費税制度が導入されたところでございますが、その発足時の税率は、私どもの方で一番売れておりますマイルドセブンの例をとりますと、小売定価に対する負担率は五・七％ほどとなっております。その後、昨年五月に一本九十銭の特例税率が導入されたために、租税負担率、消費税負担率は五九・七％に上昇いたしました。現在に至っております。

一方、私どもが扱っておりますたばこに対する風当たりが最近一段と強くなっております。そういうこともございまして、たばこの消費総量、総需要がだんだん減ってきておるといふ私どもにとつては大変つらい状況にございまして、そういうこともございまして、たばこの商品として担税する力、担税力は現行の負担水準で私どもとしてはぎりぎりの限界にきていゝのではないかと、いふように認識してゐるところでございまして、したがひまして、たばこの税負担水準は、基本的には現状より少しでも低ければそれだけ私どもにとつてはプラスの要素であり、逆に申せば、高い水準が続くということは大変つらいという立場にございまして。

以上がたばこ産業といたしまして率直な事情を申し上げたところでございます。私どものつらい実情というのを御理解いただければありがたいと存じます。

○森田(景)委員 かなり厳しいということでございますが、マイナスだということだと思ひますね。それで、たばこに対する風当たりも強くなつてきた。今お話がありました一本九十銭、実際一本一円かかっているわけですね。我々小売で買う

場合には一本一円上乗せになっておりまして、そのうちの十銭が小売業者に行く、あとの九十銭のうち四十五銭が国の方に入つて残りの四十五銭が道府県それから市町村に分けられる、そういうふうになつてゐるわけですね。これは本来は一年間たけの特例というところで成立したはずでございまして、この際ひとつこれを外すべきだと思ひます。大蔵大臣、どうですか。

○水野政府委員 一本一円の特例措置は昭和六十年一度にお願いをしたところでございまして、これは補助金等の整理合理化に伴う地方財政への影響を考慮してお願ひをしたところでございまして、昭和六十一年度におきまして一年間の措置としてお願いはしたところでございまして、この背景となつております補助金等の整理合理化の問題はその後とも引き続いておるわけでございまして、昭和六十二年度といたしましてはこれを引き続きお願いをすることとし、ただ、売上税関連の調整措置の關係から九カ月間延長をさせていただくように御提案をしていただくわけにございまして、したがひまして、売上税問題の経緯からいたしまして、九カ月間という延長期間をこの際三カ月間は必ずこの時点で延長をお願いをいたしたい、これが今回の御提案でございまして。

○宮澤国務大臣 ただいま主税局長が申し上げましたような経緯でございまして、もとほしといへば国の財政の不如意から地方にいろいろ御迷惑をかけ負担をかけるようになりまして、それをどういふ形でまた地方に対して償ひをしなければならぬといふような、そういういきさつのあることとございまして、これはまことにどうも申しわけないことであると思ひながらお願いをいたしておるところでございまして。

○森田(景)委員 そうしますと、たばこ愛煙家は国や地方自治体に対して大変貢献をしている、こういうふうな大臣も認識していらっしゃるのですか。

○宮澤国務大臣 それはもうそのとおりでございまして。

○森田(景)委員 実は最近たばこへの風当たりが強いわけにございまして、これが専売公社、専売局ですが、国営でやっておりますときには、国に大変遠慮したんじゃないかと思ひますけれども、余り強い非難が出てこなかったのです。これが民営になりましたら途端に風当たりが強くなつた。この辺はもう私不可解に思つてゐるわけですね。やはり今までも国に相当遠慮していたんじゃないかな、こんなふうな思ひ方です。

きのうでしたかおとといでしたかの新聞を見ますと、

東京都交通局は二十六日、都営地下鉄線九駅を終日禁煙モデル駅に指定、改札から内側の階段、エスカレーター、ホームなどでは一切喫煙を禁止することを決めた。十月一日から実施し、利用者の評判がよければ順次禁煙駅を増やしていくことにしている。

禁煙モデル駅になるのは都営地下鉄三線、六十四線のうち、浅草線・戸越、高輪台、宝町、三田線・白山、西果鴨、新高島平、新宿線・曙橋、浜町、東大島の九駅。終日禁煙は、JR線目白、原宿駅でも七月一日から実施しており、評判もよい、と言う。

というのですね。「評判もよい」というのは、どなたが評判いいと言つてゐるのか知りませんが、私も、我々は評判悪いと思つてゐるんですね。混雑のときにたばこを吸つて迷惑をかけるというのは喫煙者としても慎まなければいけないと思ひます。朝のラッシュアワー等についてはこれはモラルの問題だと思ひますが、余り人のいないところまで一日禁煙、これは随分おかしい話だ、こう思つてゐるんです。私はこの間JR新橋駅で実は横須賀・総武線に乗りました。そうしたらこれも一日禁煙だと言ひてゐるんです。人がいないんですね。私一人しかいない。私一人しかいないで禁煙しなさい、随分変な話だと思ひます。JR線も何とかそこで収益を上げなければならぬ、PRもしよう、そういうことだと思ひます。けれども、実情に即して、これはたばこ消費税で国

や地方に貢献している喫煙者を迫害するような行き方はよろしくないんじゃないか。大蔵大臣もこういう各鉄道会社に大蔵省にとつても貴重な方々だからひとつ余りいじめないようになつてほしいというところから一言言つてもいいんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 国、地方の財政の立場も御関係の方々はよくわかつておられると思ひますのでございましてけれども、また、御理解もいただきたと思ひます。

○森田(景)委員 この四月にたばこの関税が撤廃されましたが外国製のたばこが日本市場でのシェアを大々拡大してゐる、こういうふうな言われてゐるわけにございまして。それで八月にはこのシェアが約一割に達してゐる、こういうふうな伝えられてゐるわけにございまして。七月の総販売数が二百七十一億本だ。すごいものですね。そのうち輸入品は二十六億六千万本である、このように言われてゐるわけにございまして。貿易摩擦の解消という立場からは、輸入の増加ということは大蔵大臣も奨励してゐるわけにございましてからやむを得ないとして、それを迎へ入れる日本たばこ産業の方はこれが強力なライバルになつてゐるわけにございまして、決して外国製たばこを吸うなというわけにやありませんけれども、こういうことに対して日本たばこ産業株式会社はどういう対策をお考えになつていらっしゃるのかということをお聞きしておきたいと思ひます。

○勝川参事人 先生御指摘のように、この四月の製造たばこの関税撤廃を契機として、外国たばこは一斉に大幅な値下げをいたしまして、本格的な価格競争というものが実現しまして、以来、その伸びは非常に著しいものがありまして、七月末の累計では九十六億本、前年に対して二・七倍、シェアで九・一％、七月だけとりまして二・九・八％でありまして、八月の計数はまだはっきり判明してありませんが、先生の言われるようなことになつてもおかしいというふうな状況であります。

先ほど同僚の田口が申しましたように、停滞する総需要の中でこのような外国たばこのシェアの急速な増大といえます。単に私どもの会社だけではなく、たばこ耕作農民その他関係者を合めまして、我が国のたばこ産業自体にとりまして大変脅威でありますので、私どももいたしましては、社の総力を結集して強力な営業活動を展開して生産たばこの需要の最大限の維持に努めたいと考えている次第であります。

具体的に申しますと、例えばマイルドセブンとかキャビン等の国産主力銘柄のブランドロイヤリティの強化に努めると同時に、品質、外観等の点で外国たばこに負けない魅力をもった商品をつくり、それを消費者の方々に気に入っていただくような多様な商品を開発投入するとか、あるいはテレビ等いわゆるマス媒体を中心にして、個別銘柄の銘柄訴求を充実させるとともに、生産たばこに対する好意層を広げるための共感訴求活動に力を入れるとか、あるいは自動販売機対策とかキャンペーン活動等を行って販売店や市場に直接働きかける活動を外国たばこの競争が特に激甚な市場を重点に実施してきた、そういうふうないろいろな施策を強力に実施しまして、できるだけ生産たばこのシェアの維持に努めてまいりたいと考えている次第であります。

○森田(景)委員 何しろ日本たばこ産業株式会社も持株は国のはずでございますから、これが赤字会社になったら大変なことになると思います。そういう点ではひとつ大蔵大臣の方も積極的なてこ入れをしていただかなければならぬだろう、こう思っております。

それで、大蔵省としては外国たばこがうんとふえても日本のたばこが減っても総数として変わらなければ消費税の方は入ってくるのは変わらないから余りそういうことには関係ない、こういうふうなお顔を大蔵大臣はしていらっしゃるわけでございます。そういうことで、これから問題になるのはやはり価格と品質の競争になってくるだろうと思うのです。そうしますと、新聞報道によりま

すと、当然国内産の葉たばこの値下げを諮問するとかどうとか言われても出ておるようでございすけれども、生産者にとってはコストが合えばそれは下がってもいいと思ひますけれども、コストが下がらないのに値下げされたのでは生活にかかわってくるわけでありまして。そういうことについて今後我々としても重大な関心を持っておりまして、大蔵省としても日本たばこ産業株式会社がよく発展できるように御指導をお願いしたいと思うわけでは。

もう一つは、日本たばこ産業株式会社が、たばこの売り上げが年々落ちてきている、このままでは会社が赤字になるかもしれない、そこまで思っただろうか知りませんが、最近、ハイテクでしたか薬品工業ですか、こういう方にも手を伸ばしていくような記事がありました。ある人が言うのは、たばこが有害で、その有害で病気になる人間を治すために薬をつくるのか、こんな話も出てくるわけでございます。これは冷やかしだとは思いますが、しかし大事なことは、私も前に申し上げましたけれども、今いろいろと愛煙家の方々が肩身の狭い思いをしておりますのは、たばこは有害だという声が非常に大きいために肩身の狭い思いをしてるわけでは。ですから、たばこは有害ではないのだ、そういう確証がなければ何もたばこが減るなどということはないのだと思ふのです。その辺のところ、日本たばこ産業株式会社にきまして、いろいろな製品をお考えになるのはそれはそれとして結構でございますけれども、なおその辺のところを早く研究ができるように、成果が上がるように御努力をいただきたいと思うのです。私も、前回申し上げましたように、本当にたばこが有害ならば製造をやめるべきだ、どんなに好きな人でも吸わしてはならない、これが当然だと思っております。しかし、今の段階では、有害である、いや有害でない、こういうことでございまして、その辺のところをひとつ十分御研究なさって会社の使命としても明らかにしたい

だくよう格段の努力をお願いいたしまして、このたばこの問題につきましては質問を終わります。どうもお忙しいところを、何か体のおぐあひも悪かったらどうかと思ひますが、わざわざ御出席いただきましてありがとうございます。

今回の所得税法の改正等につきまして、我が党では、先般本会議でも官地質問がございました。この法律案は前国会で廃案となりました。上税関連法案でありますところのマル優など非課税貯蓄制度の廃止を盛り込んでおるために、売上税関連法案は再提出しないとした五月十二日の与野党国対委員長会談の合意を踏みにじるものであります。これは今でもそう思っております。このたびは、十二回にも及んだ与野党の税制改革協議会において不公平税制の事例を十項目挙げましてその是正を検討すべきであると強く主張してきたわけでございす。こうした経緯を全く無視し、マル優廃止のみを六十二年度の所得税減税の恒久的財源とし、しかも減税とセットで法案を提出した、これは我々も強く批判をしてるわけでございす。そういう前提に立ちまして所得税の方から質問していきたいと思ひます。

中曽根総理は、前の通常国会のときに売上税法案を出しまして減税法案も出しました。このとき、シャウプ税制以来の大改革なんだ、こういうことを表明なさったわけでございす。今度のこの税制改革もその大改革の一環に入っているのでしょうか。大蔵大臣、どのような御認識ですか。

(委員長退席、大島委員長代理着席)

○宮澤国務大臣 通常国会に根本改革案を御提案いたしました。国会のお入れになることとなりました。税制改革協議会において御協議がその後続いておるわけでございす。したがいましめて、今回は全面的な改革ということでなしに、当面必要な関連のものに限りまして御審議をいただくことにいたしましたわけでございす。願わくは税制改革協議会におきましてできるだけ早く将来

への抜本改革の道をひとつお示しをいただきたい。また、私どももいたしまして、今回御提案いたしました限りにおきましては、例えば所得税の将来の税率あるいは階層の刻み等をできるだけ簡素にしたいというかねての願望にできるだけ背馳いたしませんように、それに沿うような、いわばそこまで参りませんのですけれども、そういうことを頭に置きながら御提案をいたしたつもりではございすけれども、しかしこれははいわゆる抜本案というものになつてはおりません。

○森田(景)委員 それで、シャウプ税制以来の大改革、こういうふうに総理はおっしゃったのですけれども、官澤大蔵大臣もあのときはそういうお考えだったのですか。

○宮澤国務大臣 さようでございます。

○森田(景)委員 そうしますと、シャウプ勧告というものが、それに基づいて税制ができたわけですが、けれども、この評価ですね。大臣としてはシャウプ税制をどのように評価していらっしゃるのか、その辺のお答えを聞きたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 シャウプ博士に日本に来てもらいました直接の動因は、当時非常に不評判でございました。いわゆる取引高税を吉田内閣が廃止する選挙の公約をいたしました。選挙に勝つたのでございす。ドッジ・ラインが始まりましてその廃止ができないということから、専門家であるシャウプ博士に来てもらうということをドッジ氏が決めたわけです。シャウプ博士は、したがいましめて、まずその取引高税の廃止ということはこのシャウプ勧告によつて実現をいたすことになりました。が、もちろんそれにとどまらずに、二度にわたりました非常にたくさんの方の学者、すぐれた人達を連れてこられました。中央と地方との行財政の関係であるとかあるいは所得税であるとか法人税であるとか、もう全面的にわたつていろいろ検討されました。それから平衡交付金、中央と地方との財源の調整等についてもいろいろ勧告もされまして、考えますと、ちょうどまたそのころに申告納税制度もやがてつくりなつてまいりました。

とも相まちまして、我が国のその後の税制と申し
ますか、これはまあ国の経済社会のあり方全般に
關係をいたすと思ひますけれども、それを形づく
るのに大變に大きな役割を果たしたというふう
に考へております。

○森田(景)委員 余りはつきりした御答弁じゃな
いと思ふのですけれども、シャープ勧告につきま
しては、公平を基礎にした合理的、民主的な税制
を体系化した、こういう評価が高いわけですね。
この点については大蔵大臣はどうお考へになりま
すか。

○宮澤國務大臣 そのとおりであらうと存じま
す。

○森田(景)委員 大臣も、そのとおりだ、こうい
うことでございます。そのシャープ勧告が評価ど
おりであるならば、その後、そのシャープ勧告を
崩壊させた、壊れてきた、不公平税制をつくつてき
たわけですね。これは政府の責任だと私は思ふ
のです。今の政府と言ひませんよ。あれ以来、歴
代政府の責任だった、こう言わざるを得ないわけ
です。その点はどうにお考へになりますか。

○宮澤國務大臣 これは昭和二十四年でございま
すが、結局、当時の我が国の国民所得の大きさは
いはい、今で申しますと五分位層でございませ
ん、最高所得者層と最低所得者との格差の大小等々、
全く我が国の様子がその後において變つてまい
りましたわけですが、殊にその間所得水準が全く
違つてしまひました。政府としては何らかの減税を
いたしたけれども、しかし、税の骨格そのもの
が變つておりませんから、やはり今日になり
ますと、所得税、法人税といふものはかなり高い
水準にとまつておる。これは、いかなる貴人でも、
やはりかれこれ四十年でございしますから、三十数
年間一つの税体系が耐え得たといふことは大した
ことであつたと思つておりまして、それは改める
時期が来たと申し上げてよろしいのではないかと
思ひます。

○森田(景)委員 シャープ勧告の中で法人税制に
關しては法人擬制説を導入した、こういうことが

言われているわけでございます。そのことが今日
存在している巨額の引当金とか準備金の芽をつく
つた、このように言われているわけですね。ま
た、シャープ勧告では、貸倒準備金は合理的なも
のとして認められたわけですね。その貸倒準備金の誕生
が競争原理によりまして連鎖的に数々の引当金、
準備金等のいわゆる企業優遇税制をつくつてい
つた。これはシャープ勧告の意図とは違ふものであ
る。意図と違ふものを、引当金とか準備金とか、
たくさんつくつてきたわけですね。そしてまた、
株式等のキャピタルゲイン課税を原則的には非課
税にした、あるいは富裕税の廃止、こういうのが
シャープ勧告の崩壊だった、このように言われて
いるわけでございます。

ですから、こういうものをもとの形に戻してい
ければ、これはもつと税制としては、いわゆるシャ
ープ勧告は総合課税、こういうことでございま
すから、もとに戻つて、あと所得税の税率はそれ
はいろいろ工夫があつてしかるべきだ、こう思
うのですよ。こういうのは歴代政府の責任だつたん
じゃないか、せつかくすばらしい勧告をもらひ、
それをもとにして税制をつくりながら、崩壊させ
ていった、今日になつて大改革だ、これはおかし
いんじゃないか、このように私は考へるのです。

その点、大蔵大臣どう思ひますか。

○水野政府委員 シャープ勧告は、その税制の骨
格といたしましては、所得税をその中心に据えた
わけでございます。当時、戦後二、三年後の時代
でございしましたので、所得税と申しますと、まだ
サラリーマンの給与所得税はそれほど大きなウ
エイトにならず、所得税としては専ら個人事業者
者から農業所得者、このあたりの所得税の納税
者が中心であつたわけでございます。シャープ
勧告の相当な部分はこの個人事業者所得者の申告所
得税、農業所得者の農業の申告所得税、このあた
りにつきましての公平で効率的な申告納税制度の
あり方、こういうものを中心に勧告が行われて
いるというふうに感ぜられるわけでございます。
先ほど御指摘の法人税につきましても、まだ戦

後の経済復興も緒につかない時代でございました
ので、法人活動も見えきものがない、そうした
背景のもとで、法人税につきましても、擬制説と
いう言葉が適当かどうかわかりませんが、法人と
個人と申すのはかなり同質的なものとして位置づ
けまして勧告を行つていたように感ぜられるわけ
でございます。

しかし、その後の三十年、四十年後の我が国の
現在の経済情勢はそのころと一變しているわけ
でございます。所得税につきまして申し上げれば、
所得税の中心は勤労者の源泉所得税が中心となつ
てくるわけでございます。当時としては税収の
一〇％そこそこ程度しか占めておりませんでした
法人税が三割ぐらゐのものウエイトを占める、
そういう経済情勢とともに税制もその実態が大き
く變つておるわけでございますので、どうして
もこの際基本的な改革を行う必要が出てまいつて
おるわけでございます。もちろん、シャープ税制
勧告におきましていろいろ勧告され、そのとおり
に実施された部分があり、その後の経済の復興期と申
しますか、そうした要請で廃止されたり手直しさ
れたりしている部分もあるわけでございますが、
大きな方向としては所得税、法人税のあり方、そ
のあたりがやはりその後とも続いてきており、それ
が改革の必要性を生ぜしめていくという見方もで
きるのではないかと申すわけでございます。

○森田(景)委員 いずれにしましても、シャープ
勧告では、総合所得課税といひますか、これが基
本的な思想であつたというわけですね。それがま
たもとに戻つてくるような状況になつていくとい
うことだと思ひます。

それはそれとしまして、そういう立場から今回
の税制改革についていろいろまた細かくお尋ねし
ますが、大蔵大臣は、減税はします、当初一兆三
千億、その恒久財源としてマル優制度を原則廃止
します、こういうことだつたわけですね。その後、
与野党の幹事長・書記長会談で二千億の上積み
され、さらに四百億円上積みになりました、合計
としては一兆五千四百億円の減税になりますとい

うことになつたわけですね。これは大蔵大臣とし
ては余りやりたくない不本意なことなんですか、
どうなんですか。

○宮澤國務大臣 ただいま言われましたのは、八
月二十六日の与野党の書記長・幹事長会談におき
まして自民党の幹事長が一兆五千四百億円に相当
するいわば税率構造の手直しを御提案した、その
こと自身が大蔵大臣としては不本意なことである
かというお尋ねでございますか。その点は、
大蔵大臣といたしましては、減税の幅が大きくな
りますので、その財源をどうしようかということ
は当然苦勞しなければならぬ立場でございま
すけれども、しかし国会の各党のお考へによりまし
て国会としてそのような御修正をなさるといふこ
とであれば、これはもういや応ということでは
ございせん。尊重してまいらなければなりません。

○森田(景)委員 国会で決めることはいや応申し
ませんという非常にすばらしい御答弁だと思ふの
です。先般來論議されておりますのは、私どもは
二兆円規模の減税をという主張をしているわけ
でございます。一兆五千四百億でも、財源は苦勞す
るけれども出しますというのです。出しますとい
うことになると、今まで一兆三千億でなければ
だめだと言つていたのが一兆五千四百億になつ
ても何とかしますというのですから、これは手品
師みたいな状況だと思ふのです。もう一振りすれ
ば二兆円規模になるのじゃないだろうか、私はこ
んなふうには思つておるのです。それで、大蔵省の
考へとしては、戻し税減税ではなくして増減税同
類ということをやつていきたいという方針だつた
のです。だからマル優廃止を盛り込んできたわ
けです。これが戻し税減税ならば二兆円は大丈夫
なんですか。

○宮澤國務大臣 いえ、その点は、戻し税減税に
いたしたとしても二兆円の財源をつくらなけ
ればならぬということでございますから、それは
六十二年度について申しますと決算剰余金の範囲
を超えておるわけでございます。一兆五千四百

らこまでもてたのだから二兆とおっしゃいます
が、綱を引いていきましてどこまでも引ける、あ
るところでふつとつりといくわけでございますが、
どうもこの辺がふつとつりというところではないか
と思うのでございます。

○森田(景)委員 大蔵大臣はこれがつりだと
思つても、さっきのように国会で決めれば出しま
すという答弁ですから、まだ余裕をお持ちだと思
うのです。それは大蔵委員会最終的に一兆五千
四百億と決まったわけじゃないのですから、この
大蔵委員会で、それはけしからぬ、二兆円規模と
私は言つておられますけれども、大蔵大臣も何かつ
らそうなお顔をしていられませんか、じゃ
ここで六百億上乗せをして一兆六千億にしたらど
うだと決まったら、その財源も手当てができるの
ではないですか。

○宮澤國務大臣 実は今年度、明年度いろいろ悩
みの種は尽きませんので、どうかその辺のところ
はひとつ実情を御勘案くださいますように、衷情
を披瀝いたします。

○森田(景)委員 私がここで大蔵大臣に一兆六千
億にしないと言つても、委員会の意思じゃあり
ませんからそれは受けられせんという御答弁に
なると思ふのです。ですから、理事会でぜひ協議
していただいて、この大蔵委員会の合意として一
兆六千億というふうに決めていただければこれは
非常にいいことではないかと思ふのです、委員
長、ひとつ格段の御配慮をお願いしたいと思いま
す。御答弁は結構でございます。

そういうことで御提案申し上げますけれども、
先般我が党の矢追委員が質問しましたときに矢追
私案というのをお見せしたのは御記憶だと思ふの
です。このとき、政府の方としては矢追試算で幾
らになるかというのはいくつで即答ができないとい
うことでございましたが、その後計算していただ
いたと思うのですが、これはどういふふうな金額
になつてくるのでしょうか。

○水野政府委員 先般こで矢追委員からお話の
ございました点につきましては、幾つかのバリ

エーションもございましたのでいろいろな計算を
要したところでございますが、基本的な体系とい
たしましては、当時委員も申しておられましたた
が、五千億四角いになるというふうなお感じを
述べておられました。平年度、初年度では違つた
けでございますが、おおむね五千億前後の計数に
相なるようでございます。

○森田(景)委員 そうしますと、矢追試算で計算
しますと、政府案に五千億ぐらゐ上乗せ、したが
つて一兆八千億ぐらゐになる、こういうことでは
か。

○水野政府委員 おおむねそのとおりでございま
す。

○森田(景)委員 矢追試算の後で政府の先ほど大
臣からお話ありました最終的には一兆五千四百億
が税率を見直して計算が出たわけですから、こ
の間の提示は百五十万までで一〇・五%、こ
ういふことになつたんですね。だから、矢追試算で
すと百四十万まで一〇・五というところから、
下の方はかなり思い切つて決断した、こういうふ
うに理解するわけですから、この矢追試算
で、今回は間に合わないですけれども、どつちみ
ちまた暮れになつて補正をやらなければならぬ
でしょうから、そのときにこういう試算でやるお
つもりはありませんか。

○水野政府委員 先ほど申し上げましたように、
この案でございまして、五千億前後の計数に相
なるわけでございます、先ほど大臣から申し述
べましたように、二千億と申しますか一兆五千
四百億円の減税規模でございましてその財源は
極めて厳しいものがあるわけでございますので、
先般と先般の御提示の線、この線が先ほどの大
臣の申し述べたふつと切れる線でございますの
で、ぜひとも御理解を賜りたいと思ふわけでござ
います。

○森田(景)委員 今の御答弁の中で、ここがふつ
と切れるところだということですから、大
臣は「この辺が」と言つたんですよ。「こで」じ
やないのですよ。「この辺が」と言つたのですか

らね。間違わないでください。だから、六百億ぐ
らいは出さうだ、私はこういうふうに申し上げて
いる。これが限度じゃなくて、この辺がと言うの
です。非常に含みのある御答弁でございましたか
ら私期待しております。

それで、実は私もいろいろと計算をしたいと思
ひまして、政府案が出た基礎資料を見せいただ
けませんか、こういうふうに申し上げましたら、
何か膨大な資料なのでとてもお見せできません、
ですから計算の方は私の方で幾らでもお手伝いし
ます、こういうふうには実は大蔵省の方でお話があ
つたんです。私は思い切つて、政府もこまで思
い切つたんですから、もう一つ頑張つて、課税所
得を二百万まで一〇%、それから五百万まで一
五%、あとは政府案でいく、こうしたら幾らにな
りますか。

○宮澤國務大臣 ちよつと今、主税局長が答え
いたします前に、誤解がないと思ひますけれど
も、私はもうこれは本当に財源がございませんの
でこれ以上のことは御勘弁くださいと申し上げて
おりましたので、どうぞ誤解なさいませんによう
にお願いいたします。

○森田(景)委員 後でまたお願いいたしますね。
今大臣からそういうお話がありました。そんな
にしょつちゅう変えるような答弁をしないで、主
税局長が答弁して大蔵大臣と食い違つていふじや
ないかなんということになるまいというので
訂正する、そんなことはしないで、後で理事会で
協議するということをお願いしましたので、ひと
つ十分御承知おきいただきたいと思います。

○水野政府委員 今の御提案でございまして、五
百万までが一五でございまして、給与所得者の
九割以上はこの中に入る。二百万までが一〇%で
ございまして、六、七割の方が一〇%ということ
でかなり大幅な減税額になるのではないかと思わ
れます。そのおおむねの水準で申しますと一兆円
から一兆二千億ぐらゐの減収になるのではない
か、そんな感じでございます。

○森田(景)委員 それは政府案に上乗せしてその
金額ということですか、全体としてですか。

○水野政府委員 先般の政府提案一兆三千億円を
基準の数字でございまして。

○森田(景)委員 それでは実は今度の与野党の幹事
長・書記長会談で最終的に、最終的というふう
に私は聞いたわけですから、こういう案でどう
かと。決まつたんじゃないんですね、これ。どう
かということだった。百五十万までが一〇・五
となつています。こまでで五千八百億必要だ、
減税がですね。こういう数字になつていくわけ
です。この一〇・五%を〇・五%カットしたらどう
なりますか。

○水野政府委員 率としては〇・五%でございま
すが、課税所得百五十万までという中には相当な
課税所得がそこに含まれておるわけでございます
。最低税率でございまして、ここにほとんど
の方がこの階級区分の所得を持つておられる。四
千万人の納税者がお一人お一人百万、百五十万の
課税所得を持つておるとすれば、ここに入つてお
ります課税所得は四、五十兆円になるわけござ
います。したがって、それを〇・五ポイント
下げるだけでも二千五百億前後の減収になるの
ではないか、大ざっぱに推算してそんな感じでご
ざいます。

○森田(景)委員 まあ私の方も二千五百億から三
千億ぐらゐというふう計算していただいでござ
いますけれども、やっぱりせつかく減税をやるの
ですから、矢追私案とかあるいは私が先ほど申し
上げました案、こういうこともいろいろ御検討い
ただいて実現の方向をやつていただければ結構な
んですけれども、この政府案の一〇・五%、これ
を一〇%にしても二千五百億程度というところで
から、こまでで頭張つてもらえば、非常に暫定
的な税率の改正とはいひながら、こまで頭張つ
ていただければかなり評価をされる内容になつて
くると思うのです。こまで、どうですか、大
蔵大臣、頑張つてみませんか。

○宮澤國務大臣 それはもう事切れるのではない

かと思ひます。

○森田(景)委員 事切れる。事切れるといひますか余り時間ありませんからそこばかりやっていますけれども、事切れないのだといふことを申し上げておきたいと思ひます。

といひますのは、我々は、六十二年の減税財源としては、六十一年の剰余金、これを充当する。先ほど大蔵大臣もそういう御答弁がありました。その前に、では一兆五千四百億円の財源はどういうもので充てるのか、そのところを先にお聞かせいただきたい。

○水野政府委員 先般から申し上げてございます昭和六十一年度の剰余金といひましては、一兆三千五百八十五億あるわけでございます。ただ、これは財政法第六條によりまして、その二分の一以上を国債整理基金に繰り入れるという規定を外した場合の数字であることは御承知のとおりでございます。したがって、剰余金をもって充てると申しますときには一兆三千五百億円でございまして、そのほか、私も今回御提案してございまして法律案の中におきまして有価証券取引税でございまして、そのほか、改定もお願いをいたしておるわけでございます。それによりまして、この増税増等を加えますれば今回の一兆五千四百億円というのとは何かカバーをできるかというところでございまして、先般から申し上げてるところでございます。

ただ、これも先般大臣から申し上げておる法人税の問題がございまして、これによりましてさらに数千億円の減収となつておるところでございますので、こうした全体を申し上げますと非常にパンクした厳しい状況にあるところでございます。

○森田(景)委員 やはり説明していただきまして納得するためには数字で教えてもらわなければいけません。もうものをやります、これは赤ん坊に話をするのと同じじゃないかと私は思ふのです。このものがこうなつて、幾らになつて、

こうだから、合計してこうなる、したがって一兆五千四百億の財源にはこれで充当できますと、そういうのが出てこないから、大蔵大臣、まだ踏ん張れば六百億ぐらい出るんじゃないですかということになるわけですよ。そういう数字は出ないのですか。

○水野政府委員 数字全体を挙げてまいりますと法人税の問題も当然出てまいりますので、そういったことも相当、数千億円以上足が出ておるという状況でございます。

○森田(景)委員 では、数千億円以上足が出ておるなら、六十一年度剰余金の一兆三千五百億しかないということになるんじゃないですか。そういうことになるでしょう。一兆五千四百億で大蔵大臣もまあ承認したんだと思ふのです。ここでは承認したと言わなかったですけれども、承認してきたんだと思ふのです。財源がなかったらそれはできないわけですから。だから、この一兆五千四百億円の財源はどういうふうにするんですかと聞いているのに、いや、もうもの改定をしても足が出る。さつきは、もうもの改定をやつてもぎりぎりいっぱいだと。そのもうものというのがわからなくなつておるわけですね。これは財源を確保していることになるんじゃないですか。大臣、それはどうですか。

(大島委員長代理退席、委員長着席)

○水野政府委員 先ほどから申し上げてございまして、剰余金としては一兆三千五百億あるというところでございまして、それから今般御提案申し上げております有価証券取引税の税率の見直し、取引所税の税率の見直し、それから登録免許税の課税標準の見直し、これらによりまして千九百億程度の財源が見込まれるところでございまして、そういう意味におきまして一兆五千四百億円というのとはどうにかカバーをされるという計算に相なるわけでございます。

一応そういうことでございまして、そのほかには法人税の一・三%の税率の引き下げによりまして五千億程度の減収が一応計上されるところでございまして。

でございます。

○森田(景)委員 だから、今のお話を聞きますと、一千九百億ほどは増収の部分がある、けれども法人税の方で五千億のマイナスが考えられる、そうでしょう。そうすると、トータルしてマイナスになるのですか。では一兆五千四百億の財源もないということなんじゃないですか。

○水野政府委員 今般法律として御提案申し上げております所得税法等の一部を改正する法律、これによりまして千九百億円の増収が計上される。この千九百億円の増収に、一兆三千五百億の剰余金が別途ございまして、それを合わせますと一兆五千四百億はどうかカバーされる、そういう計算に相なるかと思ふわけでございます。

が、別途、法人税、これは今般の御提案でございまして、去る三月末の租税特別措置法の方の關係で実現しておる部分ですが、これは今回御提案申し上げておられないので今回の議論の外ではございまして、そういう数字も別途にある。しかし、今回御提案申し上げておるものといたしましては、先般の与党提示案も含めて何とかがあつておるということではなからうかということでございます。

(見合)

○宮澤國務大臣 今主税局長が非常に苦勞して申し上げておりましたのですが、それでも、法人税の方はどうするかというお尋ねがこれは当然あるだろうと思ひます。これは全く今才覚がついておるわけではございせんけれども、やはり歳出の方の不用額を集めましたし何かいたしませんと、ここはよつと五千億別にございまして、それはまたそれでやらなければならぬだろう、歳出歳入両面からどうも……。そういたしませんと、この方の処置はちよつとまだついておりません。

○森田(景)委員 最初からそういうふう言つていただければいいのですよ。一千九百億ほどは今の法案が通ればカバーできるので一兆五千四百億については大丈夫です、ただ心配の種は法人税

の關係のマイナスの五千億のがありますから、それはこの次、今出てないんだから、この次何とか考えますと。今の問題じゃないですね。そういうふうにはつきり言つていただければ私もごたごた言わないで済むわけなんです。だって、一兆五千四百億やりますという約束をしているのに、ありませんか、足りませんか、マイナスだといふんじや、ではどうするのですかといふのは當然の話なんです。だから、今度の法案が通ればこれこれこういうことで充たされれば財源は何とかなりますとはつきりそういうふうにおっしゃつていただければ、このマイナス五千億といふのはこの次の補正のときにやればいいのでしよう。六十二年の税収も昨年よりは上回りそう、こういう話もあるわけですね。とにかくまだ六月一カ月の計算だから先行きは不安だ不安だ、こういう話がありますけれども、今の時点では少なくとも見積もつても三兆円ぐらいの黒字が出そう、上乗せになりそう、ということもあるわけですね。それはそれで当然のお考えだと思ひます。それはそれでいいのですけれども、決まつたことについて、足りない足りないと言つても、我々は、足りないんじゃないやうするんだとこうなるわけですから、そういうふうにはつきりしていただきたいわけですね。

それで、財源については先般いろいろ論議されておりました、私も、N.T.T.の株売却益を充てたらいいじゃないか、こう言つておるわけですね。全部充てると言ふのじゃないのですよ。そういうことで、ちよつとまた繰り返しになりますけれども、お尋ねしておきたいのです。N.T.T.の株は全体としては千五百六十万株だったと思ひます。それで、あれはたしか一株五万円、株券だったと思ふのです。するとこれは七千八百億、こういうことだと思ひますが、この点はいかがでしょう。間違ひありませんか。

○宮澤國務大臣 たいまおっしゃつたことで間違ひございません。つまり、一株額面五万円でご

当でできるか、あるいはN T T株を、またそれをや
っている時間が長くなってしまいますからあれ

ですけれども、六百億をNTTの売却益から入れるか、それはとにかく難しいことを大蔵大臣は言っていますけれども、随分簡単にいろいろ法律を変えているわけですよ。さっき申し上げましたたばこだって、一円は一年限りだと言いながらまた延ばしているでしょう。それから税率もこれでぎりぎりですと言いがらばっばと変えてくる。いろいろな法律だってNTTの株だって、本来は全部国債整理基金に入れるという法律をつくったわけです。そうしたら予想外に高く売れたからといってまた改正して使う。大蔵大臣は、手品師か何か知りませんが、そういう変わり身が非常に上手なんです。だから、NTTの株が六百億こちへ来たって、それは法律を変えればできるわけでしょう。だから、そういうことを考えるか、六十二年度の剰余金の補正分で六百億を入れるか、こういうことを考えて、さっき主税局長が今のところは苦しいですというお話ですから、しかしそういうことを考えれば今度はかなり余裕を持ったお立場になれると思いますから、その六百億のところ、まあはつきり六百億でなくても結構ですけれども、そういうことも十分理事会の協議を得て検討します、そういう答弁があればこれで終わります。

○宮澤国務大臣 森田委員のお立場からの御主張はよく承りました。また、私どもの申し上げることもお聞き取りいただきましたわけでございますが、もし理事会におきまして意見をというお求めがございますれば、いつでも参上いたしました申し上げます。

○森田(景)委員 終わります。

○池田委員長 次回は、来る九月一日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三分散会

昭和六十二年九月九日印刷

昭和六十二年九月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D